

第1日目(6月14日)

議長(松原良道君) おはようございます。ただいまから平成18年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は29名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、上村一郎君より葬儀のため欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号15番・樋口和人君、及び議席番号16番・南雲淳一郎君の両名を指名いたします。

(「15番了承」「16番了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については去る6月8日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程の表のとおりといたします。つきましては、本定例会の会期は本日6月14日から6月23日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日6月14日から6月23日までの10日間と決定いたします。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長所信表明を行います。

市長 (所信表明を行う。)

議長 以上で市長所信表明を終わります。

議長 日程第5、報告第3号 所管事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長、若井達男君の報告を求めます。

若井議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告を行います。3月議会終了後、今日まで議会運営委員会は2回開催されております。そのまず第1回目でございますが、期日としまして5月9日全員の委員の出席、それと正副議長の出席をみております。この委員会につきましては、議会運営の進め方というようなことで、執行部の出席は求めておりません。

そして今後の議会運営ですが、これは去る1月20日の議運におきまして、本市独自の議会運営を視野に入れた中で、6月から委員会中心主義へ移行するという点についてを検討する、ということに基づいた開会でございます。

内容につきましてはここにありますが、1今後の議会運営について、(1)委員会中心主義への移行について。それから委員会の開催方法についてでございます。これらにつきましては、委員会付託の可否につきまして、また委員会の開催方法等につきましては、先般皆さん

のところ配付の議運の資料の中に同時に綴られておりますので、ご覧になられたとおりでございます。そしてこれらにつきましては、6月議会より適用するということになっております。

常任委員会の開催でございますが、これらは原則として市長の出席を求めるということで議運で決定しております。調査の内容ということでここにありますが、これらは今ほど申しあげたとおりでございます。これが第1回目の議会運営委員会の決定事項等でございます。

続きまして第2回目の議会運営委員会でございます。去る6月8日に開会を行いました。この6月8日については平成18年6月南魚沼市議会定例会の運営についてということで、ここに記してあります事項につきまして協議し、それぞれを決定したということになっております。

会期につきましては、今ほど議長が述べられたとおりでございます。また請願の取り扱い、意見書の取り扱いについては、次回の議運が21日に予定されておりますが、それまで各会派で検討し、賛成すべきものについては賛成者の提出を行うということで決定しております。

(4)の議会運営上の確認事項についてということでここに、 が書かれてありますが、これは先ほどの5月9日の委員会に決められたことについての確認でございます。これも資料のとおりとなっております。

付託事件の審査順ということです。これにつきましては付託がそれぞれ出てくる特別会計の予算決算、また請願陳情等が出てくるわけでございますが、請願陳情より特別会計予算決算を先議で決定する。続いて請願陳情の審査を行うというかたちになっております。

(6)の議員派遣についてでございます。この議員派遣については発議案のとおり決定されております。これも議運の資料の最後のページ、28ページに付されておりますが、8月18日金曜日ですが、中越の旧市の市議会議員研修会ということが予定されております。そこに議員派遣で参加するということでございます。派遣議員は全員出席ということになっております。

2 閉会中の議会運営でございますが、今のところ9月定例議会前までについては、9月定例会についての議運以外には予定はされておられません。以上でございますが、3 その他として、これは先ほど市長の所信表明のなかにも述べられておりますが、先の5月31日の臨時議会において市長答弁に行き違いがあるのではないかという発言がございまして、それらを協議いたしました。当日は市長不在でございまして、その旨は助役より市長に伝えておくということが、当日のその他でございました。これは繰り返しますが、先ほど市長が述べられたとおりでございます。以上でございます。

議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 総務文教委員長、種村充夫君の報告を求めます。

種村総務文教委員長 おはようございます。それでは総務文教委員会の所管事務の調査についてご報告申し上げます。調査の状況でございますが、期日が4月24日。委員の出席状況であります。全員出席でございました。議長からも出席をいただきました。調査事項でございますが、1の常備消防及び消防団の今後の計画について。これは現地調査も含めております。2の市税の課税収納状況について。それから3の土地開発公社の状況について。その他の中で塩沢のジャンプ台の管理運営について、県の協議について報告がございました。

内容といたしまして、執行部からは総務課長以下、ご覧の皆さんから出席いただきました。市長については出席を依頼してございませんでした。

はぐっていただきまして、常備消防及び消防団の今後の計画についてであります。現地調査では大和分署と竹俣の本署を調査させていただきましたが、特に本署につきましては大変老朽化が激しくなって、とてもこのままではなかなか大変だというのが委員各位の意見でございました。

午後からの事務調査では、消防長から資料に基づいて説明がございました。ここに少し記載してございますが、消防総合計画につきましては第6次計画も3年が経過しまして、それぞれのポンプとか積載車等いろいろ更新を重ねながら進めてきたというお話でございました。18年度以降についても引き続き当初計画に沿った内容で事業を進めていきたいということでありました。

中ほどであります。消防の計画としては本署庁舎の老朽化、耐震化、アスベスト等の問題があるので庁舎の建設が一番の課題だというのが消防長の報告のなかにもございました。その中で消防も10万規模の部体化にしなければならないというようなこともありまして、今後それらの関係がどんなかたちになっていくかが課題だというような検討がなされているというようなお話がございました。

なお消防団の関係であります。17年度中に幹部方と協議を重ねた結果、18年度に一応最終的な案を作り、19年度には実施したいというようなことあります。資料といたしまして、10ページにその内容が説明してございますが、南魚沼市消防団整備計画でございます。3方面隊16分団。塩沢方面隊、六日町方面隊、大和方面隊と設置しまして、ラッパ分団を含みますが、それに階級と役割を19年度については別表1、20年度以降については別表2の方向で進みたいというような内容でございました。なおそれらに伴います質疑につきましては、2ページ、3ページに記載をしてございますので、ご覧いただきたいと思えます。

それから2の市税の課税状況についてでございますが、収納対策室長から資料の基づき説明がありました。18年3月末現在の市税の収納状況が不納欠損状況と別紙資料にございます。資料に基づいて説明申し上げますが、12ページをお開きいただきたいと思えます。市税の収納状況であります。18年3月末現在、現年度課税分といたしまして、調定額が74

億9,233万5,000円。収入済額が71億5,609万1,000円というような状況の中で、未収が3億3,624万4,000円ということでございます。収納率がそれぞれの市税等に加わりまして、平均して95.5パーセントというような状況でございます。

滞納繰越分につきましても、調定額13億1,814万円でございます。そのうち未収が11億2,645万2,000円ということで、わずか9.1パーセントの収納率であったというような状況でございます。一般会計全体で滞納繰越も含めると82.6パーセントの収納率であるということでございます。国保も含めまして一番下の段になりますが、81.7パーセントの収納率ということでございます。

それから13ページは市税の税目別収入状況でありますので、ご覧いただきたいと思いません。

14ページにつきましては不納欠損の状況でございますが、3月末現在で不納の調定額が18億387万6,000円。収納済額が2億1,866万6,000円。収納率が12.1パーセント。不納欠損につきましては、9,517万9,000円の欠損額が出ているということでございます。その関係の人数が627人ということで、内訳につきましてはその下にございますので、ご覧いただきたいと思いません。そんなかたちで3月末現在の滞納額が14億9,000万円というようなことでございます。

意見の中でも毎年同じことの繰り返しで滞納が出ているので、具体的な対策をもう少し考えなければ困るのではないかと。同じことの繰り返しであったら、対策室なんていらぬのではないかとというような意見もございましたが、そんな状況でございます。

それから3の土地開発公社の現状につきましてであります。財政課長から資料に基づき説明がございました。公有地の先行取得等で12箇所、12団地ありまして、期末簿価が18億5,116万7,428円になっているということでございます。借り入れにつきましてもそれぞれ18億1,900万円の借り入れがあり、年利が0.35から0.45の内容でございます。内容につきましては15から16ページに記載してございますので、ご覧いただきたいと思いません。15ページが公有地の明細表。それから2としまして土地の明細が15から16ページに記載されてございますので、ご覧いただきたいと思いません。

4のその他の関係でございますが、塩沢ジャンプ台の管理運営にかかる県との協議について社会教育課長から説明がございました。内容につきましては3月定例会で事務の委託規約と管理条例の議決をいただきましたが、県の予算の関係で18年度だけでは完成ができなくなったと。19年度以降の事項となるので、了解をいただきたいというような説明がございました。それぞれ質疑については記載してございますので、覧いただきたいと思いません。以上です。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 産業建設委員長、阿部久夫君の報告を求めます。

阿部産業建設委員長 おはようございます。これより産業建設委員会の管内調査について報告いたします。その前に誤字の訂正がありますので、よろしくお願いたします。7ページの水道事業の現況についてというところに「下水道課長」と書いてありますが、その「下」を削除していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは調査に沿って市道の被害状況について報告いたします。調査におきましては4月27、28日の2日間執行部の出席を求めて、27日は現地調査、28日は事務調査を行いました。27日の調査の段階では非常にまだ雪が多く、農・林業関係等の調査がなかなかまだ見られないというような意見がありまして、5月24日に再度調査いたしました。それに関連がありますので、一緒に報告させていただきたいと思っております。

4月28日の状況でございます。ここに書いてありますが、凍上災が11件。交安が37件。修繕が4件。融雪災が1件。合計が53件で被害額は1億5,000万円でございます。4月27日の課長の説明では1億5,000万円でありましたが、5月24日につきましてはもう既に5月19日現在で凍上災が11件。融雪災が1件。のみ災が16件。起債が45件。交安が57件。修繕が6件。合わせて136件になり、被害総額も2億2,400万円になったという説明がありました。

その中で聞き慣れないのですが、凍上災という災害でございます。この凍上災というものは、過去ここらになかったといえます。凍上災というのはどんな現象かといえますと、あまりの寒さに凍って、そしてひび割れなどが発生し、大きな霜柱というふうになって舗装が立ち上がるようなかたちにひびが入って、非常に車が走りにくくなるという被害でございます。これは特に北海道や東北地方に多くあるんですが、決してそこばかりではなくて、九州の方の山岳地帯のごく寒いところにもそういった凍上災という災害があるそうでございます。市道状況については以上でございます。

2の農林関係でございますが、農林課長から資料に基づき説明があり、農林関係の指定管理者施設について説明をいただきました。農林課各指定管理施設におきましては、主だった質疑と答弁がここに記載されておりますが、特に加工ぶどうの被害が非常に多い。そうした中で加工ぶどうをこの24日に視察したんです。当初、初めてこういった加工ぶどうを作っている被害ですが、これがあまりにも私たちが見学した中で被害が大きいという、委員会の皆さんが驚くというような被害状況でございます。

その被害でございますが、大体加工ぶどうに対しては面積が書いてありますが、7.4ヘクタールあり、被害金額が復旧した場合3,287万4,000円くらいになるというような報告をいたしました。委員会の中では融雪災に対しては利子補給をなんとかできないかと。この災害についてはできるだけ災害認定になるようにしていただきたいというような委員会の皆さんの意見でございました。

次に商工観光でございます。商工観光課長から資料に基づき説明がありました。商工観光

の主だったあれは、今までギャラリー六日町でありましたこれが、今までは社会教育課が担当していたんですが、4月から商工観光の方の所管として指定管理制度をして運営をしていきたいという課長からの説明がございました。このギャラリーの棟方志功に関しては非常に高価な絵が展示してあります。セキュリティに対してはどのようになっているとか、支出では観光協会の人件費分を支出して良いという根拠はなにかというような質問がありました。ここに書いてありますが、できるだけセキュリティの問題や監視カメラについて協議をしているし、できるだけ多くの人に来ていただいて、そして鑑賞していただきたい。そういう課長の説明でございました。質疑等はここに書いてありますが、後で見ていただきたいと思っております。

次に都市計画課長から牧之通りについての説明でございます。塩沢の今行われている牧之通り、要は塩沢のまちなみ形成の雁木通りでございますが、計画につきましては、県が3分の1、市が3分の1、個人が3分の1で限度額は1メートル当たり30万円。事業期間は13年度から20年までの8年で工事をやるという説明がありました。

質疑の中では雁木の事業費は1メートルあたり大体30万円程度。融資に対して市は関与していないと。県の補償対象外の方については組合や当事者等、関係者は非常に困っている。移転対象外の方に対して整備を強制できないので、今後整備が進んでいくと歯抜けの部分が出てくるだろうという答弁がございました。あとの質疑等はここに掲載してありますので、読んでいただきたいと思っております。

次の水道事業の現況についてでございます。これは水道課長から資料に基づき説明がありました。水道課におきましては、市町の合併と広域水道企業団との統合により、新たな市の水道区域と施設の構成になり、第1次拡張事業と改良事業の主な工事は、下水道関連と道路改良関連によるため若干変動もあるという説明がありました。あと質疑答弁等はここに書いてありますので、見ていただきたいと思っています。

次に下水道事業の現況についてでございます。下水道課長から資料に基づき説明がありました。17年度末の下水道普及率は78.2パーセント。前年度より3.2ポイント上昇した。各地域別では、六日町地域が伸びが少なく、75.3パーセント。大和地域は86.7パーセント。塩沢地域は前年より4.4ポイント上昇し76.1パーセントになり、水洗化率は市の合計が75.9パーセントで、良いのが六日町地域が83パーセント。悪いのが塩沢地域で64.6パーセントになって、今後は水洗化率の向上に向けて検討していかなくてはならない。そういう説明がありました。

この中で質疑でございます。やはり3年以上経過して接続していない人から基本料金をとるという考えはないかという質疑がありましたが、基本料金はとる考えはない。考えることはいいと思うが、全国的に調べてみると例がなく、現在基本料金をとることは考えていないという答弁がございました。

その他の市道認定路線についてであります。建設課長から説明をいただきました。この市道認定につきましては、資料の21ページからありますし、議案の中でも162号議案に

のっていますので、見ていただきたいと思います。その中で市道として認定するための幅員の規格はあるかということでございますが、幅員は4メートルの基準があり、地域の事情や市長の特認事項などの判断で認定しているというような答弁がございました。

次に消雪促進対策について農林課長から資料に基づき説明がありました。この豪雪につきましてはJAみなみが個人から、またJA塩沢では農区単位から申請してもらい、事業費の負担は、費用の半分は受益者に、残りの半분을市と農協が半分ずつ助成と考えていた。そういう答弁でございます。

以上で報告を終わりますが、今回、今終わってみますと、大雪がどこに行ったかというようなふうに思われますが、この現地視察しますと、先ほど市長の所信表明でございましたが、特に山林の方があまりにも被害が大きい。見た目はちょっと側からは見えないんですが、ちょっと中へ入って行くと、大きな木が中段から倒れ、また殆どの木が倒伏するというような相当な被害があったということでございます。そうした中で今回の豪雪に対しての被害が、私たちの経験のない中で被害金額が多くなり、今後、市としての対応をきちんとしていただきたいと思います。そういったような委員会の意見が多くありました。

以上で産業建設委員会の報告を終わりにいたします。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 今の説明とそれからこの文書を比べながら聞いていたんですが、農林課指定管理者施設についてというところの中で、ぶどう園の災害が非常に多くて、それをあれするのに3,000何百万円かかるといようなお話しがあったんです。そのことの説明はどこにもこの箇所には言葉も何も書いていないのですけれども、補助事業で施設を整備するのは簡単だがという、このクエスチョンがそれに該当するのでしょうか。どういうことなのか、ちょっと私も説明を聞きながらわからなかったのでお聞きしたのですが。

阿部産業建設委員長 5月24日の現地調査の中で、そういった被害状況が課長から示されてありましたので、ここには書いてありませんでしたが、そういった話を聞いた中で、私が付け加えて書きました。これは復旧費用でございますので。

(「9ページにあります」の声あり)

岩野 松君 はい、わかりました。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが、8ページの下水道についてお聞きをいたします。ここに1点だけ質問があるわけですが、下水道を整備してせっかく本管がきても、接続をしてもらわなければどうしようもないわけです。ここに基本料金云々という部分がありますけれども、この下水道の調査の中で質疑はこれだけだったのかというのをお聞きをしたいと思います。

それからせっかく資料についているアンケートを下水道の方でとりましたね。それについて、そのアンケートをどういうふうに活かしていくとか、あるいはどういうふうに活用していくかというような、調査というか、質疑があったかどうかお聞きをいたします。

阿部産業建設委員長 この他にも正直言って若干ありました。下水道の復旧の跡や、今

後いつ終了するのかというようなご意見もありましたが、一番大事なものだけここに記載いたしました。あと下水道事業は何年に終了するのかというような質問がありましたが、それに対しては25年を一応最終目標に考えているというような答がありました。

アンケートのことでございますが、それは課長の方から確かに説明がありまして、どうして下水道に対してつなぎ込みが遅れているのかという、そういうアンケートでございました。なかなか予算がないといったようなアンケートがあるのですが、そこら辺の報告が書いてなかったの、あとで機会があればまた報告させていただきたいと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 社会厚生委員長、和田英夫君の報告を求めます。

和田社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の調査報告をいたします。調査事項についてはそこに記載のあるとおり、現地調査を含めて調査をいたしました。調査期日は4月25日、26日の2日間であります。執行部については記載のと通りの皆さんから出席をいただきました。

それぞれ調査をしたわけでありまして、各課長から記載のとおり説明を受け、質疑については非常にたくさんの質疑があり、どれを皆さんに報告したらいいかちょっと迷ったわけがありますけれども、委員長の独断と偏見で要約しまして、それぞれの質疑を報告するわけがあります。

特に斎場については、改築建設ということの中で、ペットの焼却場についての意見が多かったです。新しく造るところに併設するのか、あるいは別のところがいいかと、こういう議論でありましたが、その当時の委員会の議論では、同じ場所ではいかがという意見が多かったというふうに私は認識をしているわけがあります。もうひとつは待合室がここにあるように、4部屋という計画構想としてあるわけですが、4部屋についてそんなにいるかいらないかと、こういうことの議論があったわけがあります。焼却炉の炉が非常に効率的になるということもあるが、しかしまた葬儀のやり方でそこに残られる遺族の方もあるということで、この辺については今後協議をしないと、こういう答弁がありました。

次に障害者自立支援の関係であります。ここで2カ所ほどミスプリント、字句の訂正をお願いします。福祉課長から資料に基づき説明があった。その5段目に4段目から「支援費は介護保険」とあるわけで、これは支援法「費」を「法」に変えていただきたいと思いますと思っております。それから次の質疑及び討論があったというなかのQ&Aの2段目。「1.36倍」というのを「1.36パーセント」というふうに直していただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

このことについてはここに記載のとおり、新たな障害者自立支援法に徐々に。10月から段階的5年間にかけてなる。あるいは医療費関係についてはこの4月から、という説明の中で、特にそういう方々の働く場ということが議論になって、では一体この地域でい



ゆる法定雇用率ということの中でどうだという質疑があったわけであります。自治体としては2.1パーセントくらいがひとつの基準だということですが、わが市は2.59パーセントというふうな報告があったわけです。これは個人情報あるいはまたプライバシーの関係があるので、慎重にならなければならないわけでありますが、具体的に何人くらいということをお聞きをしたら、まあまあ法定雇用率はクリアしているが、非常に少ないようです。これはそのときの委員会でもぜひこの市としての業務の中で、そういう方々の働く場をもう少し広げていいのではないかという意見があったということです。この辺については2.59パーセントに関わらず、これから委員会の中でもそういう間口が広がるのであるかないかということについても調査をしていきたいと、このように考えておるわけです。

次は介護保険の認定の関係です。これが先ほど言った障害者の支援法の関わりで変わったということです。今、介護保険の認定審査会は44名ほどで審査を行っているわけでありますけれども、これに4名ほど追加をしまして、48名でいわゆる介護認定とそれから障害者の程度区分の認定審査を行う。こういうふうの説明を受けております。

そういうことで、では一体今、ここにあるように介護保険の限度額についてどの程度の利用状況かということは5ページの上段の方で、これはあくまでトータルのパーセントであります。各地域の利用状況であります。

次に養護老人ホームの関係ですが、ここで特にというのは、所長からの説明の後段で介護保険制度の改正にともない、措置施設としてはそのまま機能するが、認定を受けて要介護度が出た場合、外部の介護保険サービスの利用が可能になった。このことが今回のポイントであります。その上の方に入所者70名のうち29名が、介護保険の申請で要支援から要介護3という段階に位置づけられる。この方々はこれからホームヘルプサービス、デイサービス、デイケア、ショートステイ等のサービスを受けることができる、こういうことになるわけがあります。

そうすると今現在あのホームには生活指導員あるいは寮母、寮父母、介助員というスタッフの方々がおります。例えばここにあるように、29名が毎日介護の方のサービスを受けるということでもないわけでありますけれども、そういうサービスを受けるとするならば、魚沼荘のホームのスタッフはやや若干手が空くのではないかと。こういうところでホームの魚沼荘所長はその方々についてはまた今後、機能部分、あるいは生活指導の方で力を入れていきたいと、こういう答弁がありました。

次に保育事業については、これは今までも報告があるように、18年度から子育て支援ということで土曜日の一日保育を実施してきている。市内7箇所での保育をやっていて、平均的に7人から8人の利用者だと、こういうことであります。

質疑についてはそこに記載のとおりであります。特にこの豪雪の中で地盤沈下以外の場所における保育園の消雪パイプということで議論があったわけです。担当課長としてはそれを今、そういうことでという考えはないと、こういうような答弁がありました。

学童保育であります。これについてはそこに記載のとおりでありまして、現在市内で9箇

所、あと民間が2箇所ほどやっているわけであります。この中では旧大和の大空クラブというのが、その当時市の直営だったのが、なかなか協議会に参加をしないということで、この辺の質疑がありました。これについては今後、学童保育協議会に入って、共々にやっていくような努力をしたいというふうな課長の答弁であります。

学童保育の協議会は今、各学童保育クラブの代表が理事となっているわけでありますけれども、この執行体制について意見がありまして、やはり一般の有識者からもそのなかに理事として入って、できるだけ公明正大な運営をしていった方がいいのではないかという意見がありました。

もうひとつは学童保育の指導員の方々が、今の段階では非常に責任はあるようだが、立場が弱いと言いますか、なかなかその現場の声を発言する機会がないように私も聞いているわけであります。この方々もぜひひとつ、現場の声を学童保育の運営に反映させるようなことで取り組んでどうかという意見がありました。

次に休日診療所の管理運営については、これはここに記載をされているとおりでありますので、あとで読んでいただきたいと思います。後段のいろいろの資料については、それぞれにあとで目をとおしていただきたいと思います。

その他については、そこに記載のとおりのようなことの経過説明がありました。以上であります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

牧野 晶君 おはようございます。まず6ページの一時保育についてです。一時保育について、今度上町保育園が対応できるということになるのですが、利用料金についてはどういふふうにご考慮されるか、という質疑があったのか。今後上町保育園を増やして対応していきたいということですが、めぐみのさんとやはり公設のめぐみのさんと名前をちょっと出してあれだったのですけれども、この一時保育は、料金が確か違ったのですよね。一時保育の利用料が確か違うと思ったのですが、そういう点の調整はどういふふうにしていくのか。その点についてちょっとお聞かせいただきたいということ。もし答弁がなかったらそれはそれでしょうがないです。

あとそれと斎場について総事業費というのは出ていたのか。こういう計画である、ということですが、総事業費がどのくらいであるかという質疑応答があったのか、なかったのかについて。この2点について、すみませんが委員長の方からよろしくお願いします。

和田社会厚生委員長 学童保育の関係の保育料については質疑がありました。この一時保育については、いわゆる中心部にあった方がいいのではないかという議論はありましたが、特にその料金についての話はありません。

それから斎場の管理運営については先ほど言ったようなことが質疑の中心で、ここのナンバー1の資料に事業費についてというようなことではありますが、特にこのことについての質疑はありませんでした。高いとか安いとか、そういう議論はありませんでした。9ページ・・・（「これは30年前の古いものなので、今の斎場に関しての」の声あり）そこまでの質疑、資

料はありませんでした。

岩野 松君 3ページの障害者自立支援についてです。特にQ & Aのなかに精神障害で治療している方が1,200人いると聞いているという質問者に対して、302人が自治体で把握しているというふうに感じるのですけれども、それはそれとしても、私はちょっとそういう質疑があったかどうかということなのです。実際に医療をしている方はこの自立支援法になって、1割負担になるのですけれども、障害を受ければ今までは医療費というのは保障されていたようにお聞きしているのですが、手帳のない方はそういうのは全部、外だったのか。そういうのは関係なかったかどうかということが1点。

それからもう1つは、施設というか障害者の就労の関係で、今、民間 半民間というか全く民間の方等で、私が知っているのは友の家とか魚野の家、それからこぶし園とかというのを聞いていますけれども、そこでいただくお金というのは本当に微々たるもので、多くても数千円というふうに聞いています。そこへ入っている人たちはすべて障害者手帳をもらっていて、そしてしかも障害者年金をもらっている方しか入れないのか。そうでない方もそこに通っているのかどうか、というようなことの説明が質疑はなかったでしょうか。

和田社会厚生委員長 障害者の関係で300ちょっとの手帳で、もっと多くいるのではないかと。このことについては、ここに報告してある程度の質疑しかなかったわけでありませぬ。この後段に、これもなかなか議論をしにくいところがあるということで、担当課長が、今までは手帳を持つこと云々ということがここに記載されておるということで、なかなか実際の 実際のという言葉が適当かどうかわかりませんが つかめないという面もあるというように、私はそういうふうに答弁で聞いたわけでありませぬ。

それからそのあとの料金については、特に覚えがないわけでありませぬけれども、ただ私も、まきはたの里、旭原福祉工場、それから魚野の家の現地視察をしたわけです。確かに特に旭原福祉工場の場合もそこに通われるということは、最低なりといえども賃金は払わなければならないということ。逆にいえばそれだけの外部からの仕事なり、またあそこの場合だと炭を作ったり、またニワトリを飼ったり、あるいは花の苗を育てたりということですが、収入がそれに見合わなければなかなかやっていられない。またこれから支援法の改正で益々厳しくなるということ。岩野議員もご承知のように、あそこは20人の定員のところがなかなかそれだけの皆さんから来ていただけないという側面があるということ、大変だなということ。委員会として、なかなかこれが質問がしづらい面があるということ、それ以上の議論はしませぬ。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めませぬ。よって社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議 長 以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時といたします。

(午前10時42分)

議 長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午前11時00分)

議 長 なお、先ほどの社会厚生委員長の報告のなかに修正を求められておりますので、発言を許します。

和田社会厚生委員長 今ほど議長が修正ということですが、修正ではありません。補足説明であります。斎場の管理運営の件です。2ページにある質疑の中で、斎場の完成稼働時期の質疑があったわけです。これは当初担当課長もまだまだ引き継いだ段階で、当初は明快な答弁はしなかったわけです。委員会の中で「その前に3月議会で市長はかなり明快に答弁しているぞ」という議論があり、私が午後の休憩までに市長とその辺のきちんとした話し合わせをして、正式な答弁を願います、ということをお願いをしました。実はそのときたまたま市長と連絡がとれないということで、担当課長がそうであればここにあるようにご認識いただきたいと、こういうことですから。これは担当課長が悪いとかではなくて、たまたまその辺で私も委員としても、では、市長はそこまでの明快な斎場についての考え方を述べていたかないかということも、先ほど来のこの時間ですから議事録も検査調査しておりませんので何とも言えません。いずれにしても、この完成稼働時期については、若干これがごく正確でないということでお含みおきをいただきたいと、以上であります。

議 長 以上、報告を終わります。

議 長 日程第6、平成18年請願第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願。日程第7、平成18年請願第6号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願。日程第8、平成18年請願第7号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願。日程第9、平成18年請願第8号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願。以上4件を一括議題といたします。

請願第5号は総務文教委員会に、請願第6号から請願第8号までを産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いします。

議 長 日程第10、第11号報告 繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)を議題といたします。説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)の報告を終わります。

議 長 日程第11、第12号報告 事故繰越し繰越計算書について(南魚沼市一般会計)を議題といたします。説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で事故繰越し繰越計算書について(南魚沼市一般会計)の報告を終わります。

議長 日程第12、第13号報告 繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市下水道特別会計)を議題といたします。説明を求めます。

下水道課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市下水道特別会計)の報告を終わります。

議長 日程第13、第14号報告 継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)を議題といたします。

水道課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)の報告を終わります。

議長 日程第14、第15号報告 予算繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)を議題といたします。説明を求めます。

水道課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で予算繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)の報告を終わります。

議長 日程第15、第16号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

財政課長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

和田英夫君 18事業年度の土地開発公社。いわゆる三用の工業団地、工業団地でなく住宅団地です。住宅団地。これは旧町の時代から非常に良い場所に団地分譲、住宅分譲しているということで私は喜んでいるわけですが、ただ宣伝が下手だということで再三担当課にお願いをしていた経過があるんです。私も市になってから土地開発公社のときにもそんな話をしたのですが、例えば市のホームページのこの三用の住宅団地については、まだまだ工夫が足りなくてあれではだめだということでかなり言っておいた勘定なんです、改善が見られないと思うわけでありませう。

例えば概略図面地図等もあれを見るとちょっと遠い感じの地図になっているんです。民間の住宅分譲のパンフレットなどというのは非常に近く感じるような工夫をしているわけでありまして、この辺がまだまだ下手くそだなということ。それから、議員の皆さんも言っている方もいるわけですが、せっかくあそこは、隣にできたての保育園があったり小学校があったり、いわゆる地域の集落センター、非常に環境がいいわけですね。あの辺をやはりもっと強調したものを、再三要求しているのですが、気がないのかあの感じでよしとしているのか。おかげさまで今もまた1軒、基礎を始めていて非常に喜んでおるところですけども、あと5区画なりがせっかくあそこにあるわけですから。市のホームページでちょっと工夫すればできるのです。気があるのかないのか。ありませんと言えどもそれでもう私もやめます。

財政課長 議員は土地開発公社の審議委員もされておられて、その席でもいろいろまたご指導いただいているところがございます。私どもとしてはそういう方向で鋭意努力をしているつもりでございますが、なかなか意に沿うようなことになっていないという現状でございます。さらにまた担当者共々ひとつ気を引き締めて努めていきたい、こう思っておりますのでよろしくお願いします。（「気を引き締めてなんていないから早急をお願いします」の声あり）

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第16、第17号報告 財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

商工観光課長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 1点だけお願いします。今、補正予算の話もありました。これは手漉き和紙の関係でしょうか。当初はこのこしひかりの紙を、手漉きの工房が作ればなという話で始まったと思ったのですが、ただ技術的な問題があってなかなか手漉きには向かないという

話がありました。その技術的な対策はできたのでしょうか。

商工観光課長 昨年、県の200万円の追加の補助金が出た際に、できれば和紙工房まで研究ができればということで若干お話をしたかもしれません。実際は研究をいたしますと、和紙職人をやはり養成をする。それからどういう品物を作るかによって施設の構造が大分変わってきます。そんなことで17年度の場合は、今のこしひかり紙の在庫品をいっぱい抱えるようなかたちの中で、なるべく今年のなかからその金を回収していこうということです。

ではどうしたらいいか、というあれをしておりますたら、今の活性化センターの補助金があったということです。今のところ2～3カ所のそういう和紙産地の方に出向いていまして、まず原料の調達。それから原料をどういうふうなかたちで私どもの方へ持ってきてそれを使う。それから原料を使って体験工房をやりたいわけですが、それに展開するための今度は職人さんといったらいいでしょうか、そういう方々の養成ということで、今、研究はしている最中でございます。何とか目鼻をつけて今年中に体制を整えて、19年度からは作業に入りたいという予定でございます。

若井達男君 2～3点お伺いします。特別会計、新産業創出事業と。これは確かに昨年の500万円の予算ということですが、今ほどの説明の中で気になるが、利益が出ると県の決定した200万円から差し引かれると。そうするとこれはずっと出さないかたちでおっていくわけですか。1年だけですか。ではそれは後で答弁される。

そうすると今年度の18年度予算です。これもやはり実際のところは利益はまだまだ計上されない。これはスタート時なものですからそういうことも考えられますけれども、実際のところそうすると在庫調整、多分原紙というようなことでそれを在庫調整されておると思うわけですね。17年度については実際のところは在庫がどのくらいか。99万5,000円そっくりこれが在庫と見ていいのか。いやそうではないんだ、やはり名刺の原材料としてやはり出ているのだというかたち。これは新年度の18年度予算にとっても同じことが言えるわけですね。そして今度18年度になると、利益を出しても1年経過したものですから、今度きちんとした収支のなかに利益として計上できるというかたちだと思っております。その辺の説明をお願いいたします。

それともう1点ですが、米袋。これがやはり当初予算でないものがこれだけの42万円という数字が上がり、また今年度ではそれが倍まではいきませんが72万円というかたちになっています。この米袋についてひとつ説明をください。お願いします。

商工観光課長 まず1点目でございます。これは17年度の県単の事業という、17年度の縛りの中でということでございます。今年の県の県単の事業報告、それから実績報告をすれば、その段階でこれは終わりになるということでございます。ですので18年以降は当然利益を出しても大丈夫だというふうにご理解いただきたいと思います。

それから在庫品でございますが、これは原紙の他に現在いろいろのレターセット、便箋、封筒、はがき等を作っておりますが、それらを全部総括をして先ほどの額になっているというふうに思っていたきたいと思います。そのなかから312万円ほどは棚卸資産の中か

ら既に処理をされているというふうに思っていた。ちょっと私が細かい例えば5月末現在というかたちの中でのあれをもらってきませんでしたので、今現在きちんとした額はわかりませんが、それから後販売したものが引かれて、今、残があるというふうに思っていたきたいと思います。

それから3点目、米袋が実は昨年かなり1万2,000枚ほど作らせていただきまして、実際大丈夫なのかなということなのですが、特殊な袋の作り方なものですから、単価が結構高いというような中で、JAさんとの協議の中で、うちの「らいす・ぬーぼー」の関係で使わせていただいたのです。今のところ在庫がまだ8,400枚ほど3月31日時点でございますので、在庫のなかからやはり早めに売ると。作るのではなくて、これを売るといようなかたちでの販売の方に上げているというふうにご理解いただきたいと思います。

若井達男君 私そのものこの事業には大変期待をするところなのです。なかなかあれをやってもいい結果が出ない、これをやっても結果が出ないというなかに、また今年新たに新分野で挑戦していくということです。

しかしながらこれは全くこの問題とは違いますが、先ほど和田議員の方からありました、いかなるいい土地の在庫があっても、その方法、はく手段を考えないと、絵に描いた餅に終わってしまうというふうを感じるわけです。これはやはり市がそこまで力を入れて向かうという新産業ですので、その辺のところをよく考えて進めていっていただきたいというふうに考えております。できることならば近い将来やはりきちんとした利益が計上できると。その辺の見通しはどんなものでしょうか。

商工観光課長 ここで明確な数字をきちんと言えないのがつらいところでありますが、当然しゃくなげ湖の営業行為の一環の中でこれをやっていただくわけでございます。ただこれを立ち上げるときにも言われましたが「向こうに任せきりではないだろうな」というのも1項付いてございましたので共同歩調をとりながら、今年は少なくとも利益が出て来年また報告ができるように頑張りたいと思います。以上です。

岩野 松君 「こしひかり紙」という書き方をしてありますので少しあれなのですけれども、「稲藁紙」となると昔流に考えると「ワラ半紙」というイメージが多いというのが、わりと市民のなかから聞こえてきています。それでその払拭。「魚沼コシヒカリ」というのは今的にいえば非常に高級米のイメージが強いのですけれども、やはり紙質の宣伝みたいなものがもう少し必要なのかなという思いをしています。やはり藁で作ったワラ半紙というのは、今までの紙の概念からいうと一番悪い紙の代名詞でありましたので、そこら辺がちょっとこれからの、今言ったように採算性を合わせたり、ここのブランドとしていくなれば、ぜひそれが必要なという提言をしたいと思って今、質問したのですけれども、よろしく願います。

商工観光課長 確にかつてはワラ半紙は粗悪品の代名詞みたいになっておりましたが、今は民芸品調の高級紙というなかたちの、これは私ではなくて、実際紙を作っていたいます北越製紙のその部局の皆さん方がそう言っておられますので、今、私たちも作っ



た製品は安売りはしてございません。それなりの価格を付けてやっております。

ただ宣伝という部分につきましては、ちょっとまだ努力が足りなかったかなという部分がございますので、また折に触れて市民の皆さん方にも、見たり、耳から聞こえたり、というようなかたちのあれをしたいと思いますので、その際はまたよろしく願います。

阿部久夫君 1点お聞きいたします。1ページの事業計画のなかに、低農薬・減農薬により米生産している農家・生産組合から稲藁原料の安定供給と確保を求めると書いてあります。確かに、魚沼産米を宣伝するためには非常にこれはいい事業だと私は思っております。そうした中で、こういったきちんとした稲藁を提供するには、やはり農家の皆さんがそれなりのきちんとした対応をしなければならないと思います。そういった提供をされる農家さんというのは、きちんとしておられるのですか。今はコンバインみたいなものでみんな刈ってしまうのですけれども、おそらくきちんとした乾燥をしないとないと思いますが、その点についてお聞きいたします。

商工観光課長 認定農業者の皆さん方に、そんなにいっぱい量は入りませんので、できましたら、ということで。カッターで切り落としたものを梱包機で集めたものは使えない、要は泥が付いてだめだということになっています。やはりはざに掛けていただくというようなかたちで一応協議はしてございます。

ちなみに昨年は上国の天空米の藁を譲っていただきましたので、塩沢から藁が来ているということです。もし、うちの方で認定納者の皆さん方がいろいろやったわけがございますけれども、その皆さん方の在庫がないようであれば、また昨年と同じようなかたちで、そんな何十万円もするような藁ではございませんので、またお願いして購入しようかなと、こう思っております。

樋口和人君 1点ですが、予算の方ですけれども旅費。営業旅費とそれから営業等という人件費ですね、140万円のっています。昨年はこれはゼロで収まっていたということで、今年、営業ですとか営業に関わる方は、どういった方を予定しているのか。今のしゃくなげ公社の方がやるのか、その辺1点願います。

商工観光課長 昨年は、先ほど本体の方でちょっと説明申し上げましたが、基金事業の事業が2件ほどございました。1件は登山道の整備の方でございましたので、これを取るというわけにはございませんでした。後は復興ピーアール員という部分をもっておりましたので、そちらの方をある程度、人件費、それから旅費等充用させていただきました。こちらの方から使わないで、要は県の基金事業の中で処理をさせてもらったという部分が、全部ではありませんけれども、その分がありましたので、そういうかたちに処理させていただきました。

今年につきましては、藁の職人さんがどうなっているのか。ちょっと今、あちこち探し始めてはいるのですが。その動向によりますが、今年は公社の職員の方から一生懸命頑張っていたかかないとだめな部分がございます。ちょっと今、流動的な部分がございますが、今年は基金の方でそれをもってございませんので、特別会計の方を使うか、本体の方を使うか、

若干調整が必要になるということになります。

牧野 晶君 紙の方についてちょっとお聞きします。前年度の17年度の在庫処分もしながらやっていくということですが、そうすると原価率がわからなくなってしまうのです。18年度こしひかり紙の事業特別会計予算について、当然在庫は入っていないわけですよ。だけれども、売りに在庫を、例えば200万円なり500万円なり付け足すと、売りにの方が少なくなるわけですよ。原材料購入費とか、原価率。結局これでは、売れば売るだけ赤字になっていくというふうにも、私は先ほどの話の流れを聞いていくなっていくのですけど。実際のところ、原価率等をしっかりと計算しているのか。それとあと、損益分岐点というものもしっかり把握しているのかについて、ちょっとお聞かせいただければと思います。

商工観光課長 今回の時点では原価率という 要は例えばある品物をいくらで発注して、それが入ってきたので、それに例えば販売の方法があるわけです。原紙の場合は例えば5パーセントだとか、それから製品の場合は例えば20パーセントかけるとか、そういう部分での個別の損をしないような売り方で処理はしています。ただ、そのところに一般企業的な会計の部分でいえば、事務経費も全部ぶっかけてそれをしなければならぬと思うのですが、その分については確かまだ薄い部分があるのかなという気がします。

それからまだ損益分岐点と言われましても、状況がまだ全体動いておりませんので、できましたらもう1年くらいしてからでないと。今はなんとか利益を出したいという部分があるので、活動でございますので、もう少し猶予をいただければと思いますが、以上です。

遠山 力君 公社の18年度の事業計画についてお伺いしたいのですが、今、春になって県下のあちらこちらで自転車のロードレースが盛んに行われています。そうすると佐渡なんかは、「ああ佐渡でやっているんだな」ということになりますけれども、南魚沼市が確かに悪い条件はあったのですけれども、小さいものでもいいから「自転車の南魚沼市」というのを売っていくような、そういうことはお考えではないですか。お伺いします。自転車競技、しゃくなげ湖で。

商工観光課長 ちょっとお聞きしますが、しゃくなげの公社の方でそういう事業取り組みないかということですか。

遠山 力君 そうです。

商工観光課長 一応それにつきましては、私らが理事会の方にも出させてもらっていますので、できないかといえませんが、実際やる時には県、それからそれぞれの担当課というところにきます。うちの場合でいえば社会教育というか、公民館の方でやっておりますので、ちょっと私のところでそれを聞かれましたら答弁しづらい部分がございます。もしできましたら教育委員会の方で答弁していただきたいのですが。

市長 この自転車ロードレースは国体2009年に実施されるわけでありまして、毎年、予備と言いますか、予選会的な部分をやっているわけでありまして。ちょうど崩落があって、しゃくなげ湖周辺を使えないで、今年もまた使えない中でやろうということでありま

すが。来年から本番までは今度はあそこを使えるということでありませう。自転車ロードレースが2巡目国体の新潟国体の中であるし、こういう周辺を使ってこれだけ風光明媚なところでやります。けれども、それは国体準備室、あるいは自転車ロードレースの実行委員会の方であげて宣伝をいたします。しゃくなげ湖畔とは表裏一体であるかもわかりませんが、しゃくなげ湖畔開発公社の方がその宣伝をするということには至らないということでありませう。

遠山 力君　　ちょっと質問の方向が違っていたかもしれませんが、私が言いたかったのは、そういうごうぎなものではなくて、小さなミニでもいいから、小さいものでもやって、新潟県で南魚沼市が、自転車競技を次の国体でやるんだよ、ということをもっと県下に知らしめる必要があるのではないかとということで質問したのです。

市　　長　　そのために、去年、一昨年からですか、ずっとやっているんです。新潟県の団体名は何ていいましたか、自転車競技の団体もあるわけですよ。小中学生から一般まで全部おいでいただいて、毎年やっているのです。そういうことで、でっかい、大きいということとは別にいたしまして、県と自転車ロードレース協会と市と一緒に、毎年予備レース的なことをやっておりますし、そういうことをあげて機会あるごとに、国体で南魚沼市でこういう競技がありますということは、ずっと宣伝しています。これ以上小さい大会でもと言われても、なかなかやれる部分は出てこないと思いますけれども、それはずっとやっております。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議　　長　　異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議　　長　　昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時10分といたします。

(午前12時03分)

議　　長　　休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時10分)

議　　長　　ここで商工観光課長から発言を求められておりますのでこれを許します。

商工観光課長　　先ほど説明した中で、阿部議員さんからの稲藁の原料の確保の関係でございます。私が「上越国際スキー場の天空米」というふうに言ったと思いますが、「石打丸山スキー場の天空米」でございましたので訂正をいたします。以上です。

議　　長　　また、農林課長から資料配付の説明を求められておりますのでこれを許します。

農林課長　　(説明を行う。)

議　　長　　日程第17、第18号報告 財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

社会教育課長　　(説明を行う。)

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 まず、昨年度、収支で600万円強の黒字であったということなのですが、今年度の事業計画とあわせてその数字を見ますとかなりの違いがあると。歳入で昨年当初は3,300万円、一応決算としては4,100万円という内容になっております。あと歳出の方を見ますと3,500万円出ております。今年度については2,900万円ということですが、昨年歳出が3,500万円というのを基準に考えた場合、今年度が2,900万円ということは600万円減ということになるわけです。これは昨年度と比較して何か事業的に内容が違うのかどうか。

その辺をお伺いしたいのと、昨年、富岡氏個人の寄付金が1,500万円程あったということですが、昨年についても同じように何か例年とは違うそういった事業をやられたのか、そのところをお聞かせください。

社会教育課長 昨年と比較をいたしまして大幅に減になっておりますが、事業的な内容そのもの変更はないわけでありまして。ただ昨年を見ますと、当初に補修的なところで事業的なことを挙げておったようでございますが、その辺を今年のところは見送っているという中で、その辺のところは昨年と若干違うところがございます。

それから2番目の質問が……

腰越 晃君 同じことですがけれども、要するに何で4,500万円かかったのでしょうかということ。それとあと、1,500万円という寄付金を頂いているということですが、特別に寄付金をいただいたのか、特定の事業を行うためにそうした補助金が必要になったのかということをお聞きしたいということです。

社会教育課長 はい、失礼しました。特別な事業というかたちではございません。富岡さんのご子息の方でこの美術館の経営状況等をかなり勘案いたしまして寄付金をしたものでございます。主に長期、短期の利息と申しますか支払いですね、借入金の支払いの方に充ててくれというかたちの説明つきの中での寄付金であったというかたちでございます。それによって事業を展開したということではございません。

腰越 晃君 そうしますと一応基本的なとらえ方として、この富岡美術館について運営していく上で、大体今年度の予算が一応例年どおりと申しますか、今後考えていくべき予算数値になるであろうと。3,000万円ぐらいですね。そういうふうにとらえてよろしいのでしょうか。

社会教育課長 おっしゃるとおりでございます。大体この予算規模で推移をしていくものと思っております。

牧野 晶君 17年度の予算書の方で喫茶店の売上についてお聞きします。当初150万円の売上が、減らして売上がなかったと。どういう理由なのかは聞きませんが、3分の2になったということです。それで喫茶の仕入れが今度は全然違ってきているわけです。1割、90パーセント減。売上が3分の2に落ちて、要は30パーセントや40パーセント売上が落ちているのに、決算の仕入れの方は80パーセントとかそのくらいの減になるとい

うこの理由が、ちょっと私は頭が悪くてわからないのですが。その点どういうふうに 当然指定管理者との関係も出てくると思うので、しっかりとした精査が行われたのかどうかという視点でちょっとお聞きしたいと思うのですが、お願いします。

社会教育課長 これはまず指定管理者の施設ではございません。財団でやっておりますので財団の運営経営になるわけでございます。喫茶の関係につきましては、収支のバランス等につきまして若干のご指摘のとおりでございます。在庫等々もございますので、きちんとというバランスが保たれているということではございませんが、収入に比べて支出がちょっと多いかなというところはございます。その辺のところは、また担当課といたしましていろいろ指導していきたいと思っております。以上です。

牧野 晶君 一般的であれば、当初の棚卸しで期中仕入れをやってそして期末の棚卸しをして、それをここに載せてくるわけです。要は棚卸し等は全然勘案していないという感じで、さっきのワラ半紙と同じような感じでやっているのかなと。せっかく貸借対照表と普通の一般の民間とはちょっと違いますけれども そういう視点でやっておられるのであればそれをしっかりしてほしい。ただ貸借が一致しているから、入りと出が一致しているからいいのですよ、という答弁では、これはあまりいただけない中身ではないかと私は思うので、その点しっかりと指導して行ってください。お願いします。

岩野 松君 先日、実はここを見る機会がありました。2年ぐらい行っていなかったのですが、片側が富岡惣一郎さんの富士山特集ということで富岡さんの作品がありました。右側にいろいろな方が描かれた富士山が、どこそこ所蔵という書き方でありました。その中にあまり大作ではないのですが横山大観の富士山がありました。それなりの他にも名の知られている方もいたんです。ああいう企画はいいなと思って見て来て、一緒に入られた方も非常に喜んでいました。横山大観とか、誰が聞いてもぱっとわかる人のものが、この南魚沼市で所蔵されているとするのだったら、もう少しPRが必要なのかなということと、その真贋の程は確かなのかということをお聞きしたいのですが。

社会教育課長 富士山特集につきましては今ほど説明をいたしましたように、18年の事業計画の中の第1期の企画といたしまして掲示をしたものでございます。なかなか良い作品が展示をされていまして、もう少しPRをすればもっと入館者数が増えるのかなというかたちのところもみえておるわけでございます。

ただ、ご質問の横山大観そのものが贋作とはいいいませんが、本物かどうかということにつきましては、当然のごとく本物でございます。学芸員が専門におりますので、その中できちんと作品を管理、点検をしながら展示をしているという状況でございます。

もう少しPRを徹底しながらやっていくということと、今までは、とかくその所蔵品のみの展示でございましたが、これからはやはりそれ以外の作品の展示をしながら集客につなげたいと、こういうかたちの計画を申しておりましたので、非常にいいことだというふうに思っております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

中沢俊一君　ひと頃からみれば入館者数も3分の1あるいはそれ以下に落ちて、本当に私は心配でもあるわけです。収入源を、かなり多くの作品があるわけでしょうけれども、財団の方で例えば個人なり事業所なりに有料で貸し出すというような、そういう増収の道みたいなものは、できるかできないかは別として考えたことがおありでしょうか。

社会教育課長　入館者数につきましては平成10年度で20,128人くらいございまして、平成17年度が10,568人でございますので、10,000人も落ちているという非常に厳しい状況でございます。

ただ、今ほどのご質問の所蔵品の貸し出しというかたちでございます。これにつきましては保険とか、貸し出しする先の相手がどういうイベントをやって、そのためにこんなものを1つ欲しいというところがなかなか一致をしないと、ただ単に貸し出しをするというかたちではないようでございますので、その辺のところ非常に難しいという話をしておりました。ですが、富岡ホワイト美術館の存在をよりPRするために作品を、あそこの施設以外に展示をして広く知らしめるということは非常にいいことかと思えます。今後もう少し研究をしながら積極的にその辺も展開するよう、働きかけといいますか、指導していきたいと思っております。

中沢俊一君　貸し出しというのは、私が想定していたのは、世界的な評価を受けている画家でもありますものですから、そういう展来会ではございまして、例えば個人が1年とか2年とかそういう契約のもとで、自宅なり事業所なりに。私はPRの1つである程度はそういう市場もあると思うのです。その辺のことは、ということで聞いてみたのです。

社会教育課長　個人が自宅に展示をするために貸し出すというかたちでございますね。作品そのものが非常に高価なものでございますので、その辺の保険ケア的なものがどういう話し合いでつくやらということで、多分こういうことは今までなかったような気がいたしますので、その辺はまた学芸員とちょっと協議をしてみたいと思っております。

市長　これは中沢議員ご承知のように、旧六日町にすべて寄付をいただいた所蔵品であります。ですから今は南魚沼市の財産であります。富岡先生がそれを寄贈する際に、今おっしゃったように個人あるいは会社に貸し出してもいいよ、ということは、はっきりおっしゃっているのです。

ただ、こういう経済情勢でありまして、なかなか借りていただける人がいないということでもあります。そういうこともやって、とにかく収入につなげなさい、ということは富岡先生もおっしゃっていました。最終的には館の運営が困ったら売ってもいいよ、ということまでおっしゃっているのですけれど、なかなかそこは簡単にはできませんけれど。

そういう先が今、こういう経済情勢であってなかなか見つからなかったということです。一時あったんですね、北越銀行とか八海醸造さんも確かあったと思います。そういうこともありましたが、今はちょっとまだそういう貸し出し先が見つからないでいるという状況であると思います。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第18、第19号報告 財団法人塩沢町文化、スポーツ事業振興公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

社会教育課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 今ほど報告をいただきました。旧塩沢町のスポーツ振興公社関係については、合併をしてすぐに指定管理者の方に管理運営が委ねられております。そのところの確認も含めて1点質問をさせていただきたいと思っております。

今泉それから牧之記念館も、非常に様々な展示事業であるとか企画展をやっております。これだけ市民の皆さんに、こうしたイベントを通してさまざまな文化教育活動ができれば、多少市が持ち出ししてもいいのではないかと、私は判断をしているところです

今年度の今泉博物館、牧之記念館についてのこうした市民の利用ですね、いろいろな展示展であるとか企画展、そういったものの動きはどのようになっているのか。そうした中でもう1つは特に今泉博物館にいえることだと思っておりますが、パプアニューギニアというのは私などの考えで言えば、あまりこの辺の地元の市民にとってみては、それほど興味のないものであると。であればむしろ、地元の様々な方々が企画するそういった展示であるとかそういったものを、どんどんスペースを増やしていけばいいのではないかとこのように思うわけでございます。

そうしたところを指定管理者の方は、反映した考えをもっておられるのか、そういつて進めておられるのか。条例提出のときに事業計画も示されたわけですが、そこではなかなかとらえきれぬものではなかったもので、あえてここで伺いたいと思っております。以上の2点について伺いをいたします。

社会教育課長 今年度の利用の動き等でございます。実は今ほど指定管理者の公社の方もさることながら、行政の方でまず使い勝手等について、教育的な面からのどのような使い方があるのか。あるいは観光的な面からどのような使い方があるのか。という2通りの形の中で検討を進めてございます。秋口にはそんなかたちの結論の方向を出したいと思っております。

ちなみに教育的な立場の方をみますと、非常に豊富な資料があるわけでありまして。加えて大和の児童生徒、あるいは六日町関係の児童生徒等は、その建物の内容等は知らないわけでございます。その辺のところを例えばの話が、教育的なかたちの中で事業に取り組んで定期的にバスで運行しながらそこを見学するとか、そういう中で理解を深めるという方法もあるのかなということも検討しながら進めているところでございます。

また屋外のスペースにつきましても非常に広大なスペースでありながら、遊休な施設があり、その辺のところをもう少し有効に活用ができないのかと。今ほど物産というかたちの中

で地元の方で出店をしてもらって利用はしておりますが、もう少し例えば青少年のキャンプ的なものの配慮とか、いろいろな事が考えられるのではないかと考えております。その中で利用の動き等々は今後話を詰めまして、そしてそのあと公社の方とまた十分話をしながら運営の方向を持っていきたいと思っております。

それから2番目の企画展示の関係です。今ほどあそこの所ではパプアニューギニアの資料が大幅に展示をされてございます。一部貸し館的な形の中で地域の人達の作品展示をされているわけでございます。その辺のところもいろいろと議論をうちの方で進めまして、やはりもう少し比率を市民の芸術といいますか、文化の発表のところのスペースを多くした方がいいのではないかとかいろいろあります。私どもにしてみますとパプアニューギニアの資料そのものがまだまだ生かしきれていない部分がありまして、できうれば向こうの現地との交流ができたならば、そしてただ作品の展示ばかりではなくて、向こうの生活をこちらの方に紹介するというスペース的なものとかいろいろ考えて、それでなおかつだめであったらもう少し考えようと。まずもってあそこにある資産・資料をもう少し生かす方法はないのかと。

よそでは全国的にみても鶴ヶ島にわずかにあるという話を聞きますが、ほとんど国内ではないわけでありまして。しかもパプアニューギニアの方ではそういう作品は、もう国外持ち出しはならないという状況になってございますので、非常に貴重な価値の作品であるということでもあります。もう少し生かせる方法を考えていきたいと思っております。

寺口友彦君　私の聞き間違いでなければ1点確認をさせていただきたいのですけれども、南魚沼文化スポーツ振興公社に対する市の拠出金が1,000万円であるから、議会に対する経営状況に関する報告の義務はない、ということでもいいのですか。

社会教育課長　そのように聞いております。

寺口友彦君　3月の定例会で文化スポーツ振興公社に対して、市の方が多くの施設に関して指定管理者と委託をしているわけでありまして。その中でスポーツ振興公社のいろいろな事業が展開されていくわけでありまして。確かに拠出金が1,000万円であるという法的な意味も含めて、議会に対する報告の義務はないということでありましようけれども、これから文化スポーツ振興公社が南魚沼市の文化スポーツ事業について担っていくものは非常に大きいものであります。それに対して議会への報告義務はないということについては　市長はどういうふうにお考えでしょうか。

市長　法律というかそういう定めであれば別に「どういうふうを考える」と言われましても「ああそういうのかな」というそんな程度であります。特別な感じは持っておりません。

寺口友彦君　指定管理者ということで委託をしていけば、どうのこうの言う必要はないというようなお考えかもしれませんけれども、私はやはり新生南魚沼市にとってこの公社が持つ役割は非常に大きいものであると。法律的なもの云々いたしましても、議会に対してはその運営状況について報告してしかるべきだと、私は思っております。

予算の中で質問をすればそれで済むことでありましようけれども、やはり常に市の方がそ



ういう目で見ているのであるということ、公社の方の方々も思っていて、南魚沼市にとっての公社の発展に議会の方もちゃんと目を光らせている。そういうところを私は打ち出していくべきではないかと思っております。「法的に云々と言われれば、そのままです」と言われると非常に寂しいものがありますけれども、もう1度答弁をお願いします。

市長 寂しいと言われましても、そういう義務のないものについてどう思われるかといいますと、特別それだけ抜き出して報告しますということにはなりませんので、特別な私の思い入れというような考え方はございません。ですから義務がないという部分についてそうであればそのとおりだということであります。

例えば何千万円以上だからやらなければならない、何千万以下だからやらなくてもいいという規定があるわけです。それを超えて報告をしなければならないとかいろいろな部分があれば当然報告しますが、日常的にといいますか義務付けられる部分ではないということでもありますので、それをあえてこちらの方で義務付けて報告するというにはならないということだけだと。ですから特別な考えや気持ちは持っておらないということだけであります。寂しがらねばどうしようもありませんけれども、そういうつもりであります。

牧野 晶君 先ほどの腰越議員にかぶせるようで大変申しわけないのですが、今泉博物館と地域の子供たちの展示会をするということは非常にいいことだと思うのです。けれども中身を見ると来館者というのは、観光客の方が多いと思うのです。都会から来たその都会から来た観光客の方が、例えば子供の絵を見て「これは何の施設なのだ」と疑問を感じられる点もあるのではないかという、私はそういう思いがあるのです。

やはり第一に考えていかなければならないのは、施設が何を目的にしているか。片一方では市内の小学生を連れて行って見てもらう、そうも言うし、また保育所の生徒の展示の場、地域のおばちゃんなどの展示の場になっているというような点は、1つの視点としてはいいかもしれないのですが。それでは4,000万円という金額、今泉博物館の運営費大変多大な金額がかかっているわけですが、そういうのはまた別にしてもらって新たに生まれ変わって観光施設で、私はやっていくべきではないのかと。観光を特化していくべきではないのかというふうな思いがあります。

先ほどの繰り返しになりますが、例えば観光客の方が見に来てそこにおかあちゃんの絵が飾ってあったと。そういうのは正直な話、公民館でもどこでもできるわけです。そういうふうな視点を考えていただければと。地域の小学生や中学生を運んでいく、うちの町にはこういう施設があるのだよ、パプアの文化に触れていくのがいいのだよ、という視点も重要だと思いますけれども、それがメインになっては困るのです。あくまでそれはそれ、社会教育の一環ですけれど。でも今は結果が求められている時代でもあるわけです。変な話、パプアの文化、当然国外の文化を勉強していくというのはいいことなんですけど、ただそれが生かされていく、子供たちに育っていくかという視点をしっかりと考えていただきたいという思いがまず1点あります。

あとそれと私の勉強不足な点があってお聞かせていただきたいのですが。塩沢町文化スポ

一ツ振興公社の基本財産が3,000万円あったわけです。私ちょっと理解できないのが、六日町文化スポーツ振興公社の基本財産が3,000万円なのか、1,000万円なのか、いくらあったのか。単なる合算をしてやったのか、基本財産はどこに消えたのかという点が、この資料だとわかりませんのでその辺を説明していただければと思っています。

社会教育課長 先ほど申しました小学生の見学というのは、あくまでも教育的な利用の仕方の一端を申し上げたわけで、それがすべてということではもちろんございません。施設をいかに有効に活用するかということを検討する余地が十分あるわけであります。位置的に南魚沼市の玄関口でありますので、例えば市のインフォメーション的な利用の仕方とか、それから旧塩沢町の方で検討しました道の駅とかいろいろあるわけです。今後十分検討させてもらいたいと思います。

それから基本財産の件でございます。塩沢町の文化スポーツ公社は3,000万円というかたちの中で、そっくり3,000万円が塩沢町から支出されたということ。六日町の方は同じく3,000万円ではありますが、1,000万円町の方からというかたちでございまして……（「6,000万円になったということですか」の声あり）合計6,000万円というかたちです。（「そのうちの4,000万円が市」の声あり）4,000万円が市というかたちでございしますが、結局塩沢の方の3,000万円については公社の財産として引き継いだので、実際、市から公社の方に入っている金というのは帳面上1,000万円というかたちの結果になっているわけであります。

阿部俊夫君 事業報告や決算の審議には全く内容が関係ありませんので恐縮ですが、教えていただきたいのですが。事業の中で上杉景勝公生誕450年記念というのがあって、大勢5,500人も入っておられてすごいなと思っています。その下を見て、景勝公の生誕の地である、樺野沢が。我々は上杉、米沢などとのいろいろな交流の中で、我々は直江兼続と景勝というのは坂戸城下で、というような。今度は同じ市になったわけですからあれですけれども。この真意の程をわかったら教えていただきたいと思っております。ちょっと関係がなくて申しわけありません。

市長 去年、樺沢城、いわゆる景勝公生誕450周年ですか。私も樺沢城の何ていっていたか（「龍沢寺」の声あり）そこへ呼ばれて行ってまいりました。我々も旧六日町時代は坂戸で生まれたというふうにだいたい教えられてずっときていたわけです。塩沢地域は樺野沢で生まれたと。へその緒とかいろいろな説があるわけであります。

秋定公がですね、今の上杉家のご当主もご夫婦でお見えになられて、米沢市長もお見えになりました。ですのでどちらが正当だという部分は別にいたしまして、ご当主がお出でになったわけですので、ある意味で相当の信憑性はあるだろうということで、それ以上の議論は避けようということでもあります。ひとつよろしく願いいたします。

阿部俊夫君 15年から20年ぐらい前に、樺野沢の方から「こっちが生まれ在所だ」というようなことで、だいぶ論争したことがあったものですから。上杉祭といっても直江会とかそういった皆さん方との接触の中でも「六日町が」というような話をずっとしてきたも

のですから。そういうことになれば今度は 450年前のことですからわからないということがあられるでしょうけれども 公式にはやはり今度はそういったようなことにするのでしょうか。

市長 公式には南魚沼市内生まれということですから。諸説あるということでひとつご理解いただきたいと思います。まだとても特定はできません。

阿部俊夫君 はい、結構です。

宮田俊之君 先ほどのお金の3,000万円等の件で伺いたいのです。指定管理として例えば市民会館とか今泉博物館の方でそれぞれ収支計画等が出てくるのは間違いないわけですよ、毎年毎年。その中で伺いたいのですけれども、資料をつけていただいたこの中身はあまり質問してはいけないのかもしれないのですが、これを見ますと、料金収入とか指定管理の受託収入がない建物についての費用もここへ載っておりまして、プラスマイナスがゼロになるというふうになりますと、例えばディスポートで職員が黒字化しようということで頑張っています。けれども、そういったものをいくら頑張っても受託収入の少ない赤字になりやすい建物の方に吸収されていって、どこまでいっても例えば市民が利用するときの料金にはね返ってこないというふうになるのか、ということをお伺いいたします。

それと先ほどの3,000万円、塩沢町文化スポーツ振興公社、これが基本財産運用収入に入っておりますが、支出の方では今度は繰入金支出ということになっております。こうなりますとこの3,000万円につきましては、公社の方の役員等で諮れば自由に使っていけると。18年度からは自由になっていくのだという話に聞こえたのですけれども。私は3,000万円がそういうふうに使われていく法律上の話はわかりましたが、どうしてもそれが自由に使われていっていいような財産というふうには思えないのですが。その辺の説明をもう1度お願いしたいのです。

社会教育課長 関連してディスポートという話でございます。ディスポートは確かに運営の方法によっては黒字経営的な方向を望めるというかたちの中で、自主的な運営がかなり色濃くやりなさいというかたちの中の市の方からありました。ですけれども、いつまでもディスポートが黒字になっているところが市民の方には還元はされないのか、というご質問でしょうか。その辺のところだと今後の運営の中で料金等の見直し等をみながら進めていくというかたちの中で。いかにせよ指定管理者がまだ1年にもなってございませんので、ちょっとその辺のところは推移をみながら見極めていきたいということでございます。

それから3,000万円の関係でございます。これは塩沢町の公社が持ち込んだ3,000万円であるので、公社の方で一方的にすべてに使っていいのかということになりますと、そうではないというかたちのところがございまして、私の方で如何せん法的にどうこうというところまで調べがついておりません。その辺は十分・・・(「運転資金・・・」の声あり) 運転資金。そういうかたちではないわけでありまして。あくまでも基本財産というかたちです。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で財団法人塩沢町文化、スポーツ事業振興公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第19、第150号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 指定管理に移行しようという提案ですけれども、指定管理は、この前聞いたときも公募という言い方でした。これはそうすると、これから作るのですよね。そして作る中でいつから開園する予定なのかと、それから公募の方法とどういう検定なのかということをお聞きください。

子育て支援課長 2点ほどであったかと思います。開園はいつ頃かということですが、今年度建設でございます。したがって今年度中は建築にかかるわけですが、できる限り早い段階で本体の方の建築は仕上げたいということでございます。現在の計画では、発注が今議会で正式に契約承認の議案が追加になると思いますが、建設工事を急ぎまして12月頃には内部の保育園だけは作りたいという計画でいます。そんなことで実際にはできますれば新しい保育園でいきたいという計画は持っていますが、進行状況によっては若干ずれます。

それから指定管理者の募集方法につきましては、市長が言っていますように、公募で、広く一般から公募していきたいということであります。以上です。

岩野 松君 そうすると今はまだ、これが今日、決まり次第に発注というかそれもするというので、12月頃までにはということだそうですね。

それと公募に関して再度お聞きしますけれども、資格のある福祉法人なりいろいろな方がおられると思います。私がお聞きしたいのは、公募は市内なのか、市外も含めるのか、県外も含めるのかということがまず第1点。それから12月頃公募でもし始めれば、年度途中の開園ということです。この前の市長では、もし指定管理になった場合は、保母さんの処遇がどうなるのかもちょっと予想としてお聞きください。

子育て支援課長 公募の開始につきましては、受託団体が仮に決まりますれば、それは庁内の選定委員会で受託団体を最終的には選定をいたします。最終的に指定する場合には、議会提案をいただいて、議会の中からご承認いただかなければ指定管理者の指定はできないわけでございます。今後その作業を詰めていかなければならないわけですが、したがって早い段階で公募等を実施する中で応募を受け、応募者の中から適任者と見込まれる人達について、私どもの方で選定会議の中で決定をしていくということでございます。(「範囲はどこまでなのか」の声あり)

範囲は現在のところ、県内のそういう社会福祉法人および学校法人等で、保育園の経験がある団体ということで、現在行っておるところでございます。

開園の時期につきましては、指定管理者が選定をされた段階で、一番の問題は保護者なり

子どもさんたちへの影響が多いわけです。全員替わるというのが一番問題になるわけですから、その辺は今後保護者会と説明会をしながら合意形勢を図りながら、いつの段階で最終的にすべてが入れ替わるということで。現在の段階である一定の期間をもって全部入れ替わるというようなことは考えておりません。ある程度一定の期間を設けながら順次入れ替えていくような手法を取り入れられるならば、そういうかたちで取り入れていく方法も考えていきたいということで考えています。

岩野 松君 そうすると管内ということは市内というふうに考えていいのですか。(「県内」の声あり)県内、はいわかりました。

それと保育士の問題ですが、それは順次入れ替えるという方向なのですか。

子育て支援課長 徐々にある一定の期間で、例えば4月1日から全員が入れ替わるというようなことについては、なかなか理解が得られない点が 引継ぎ期間のとりかたにもよるわけですが、そういった点では全員が入れ替わるなんていうのは一度にはできないだろうというふうに今の段階では考えています。

ただ早めに、先ほど言いましたように12月に仮に新しい上町の保育園ができた段階では、指定管理者が決まっているということになるわけでございますので、その人達と人事交流を図りながら年度内3月までは一緒にやっていって、これならいけるという見通しがつきますれば、4月1日から替わるということでありませう。それらは今後保護者会との説明会を通じて詰めていきたいという内容でございます。

議 長 18番、わかりましたか。

岩野 松君 はい。

議 長 質疑はほかに。

腰越 晃君 新設される上町保育園は指定管理者に委ねるという条例なわけですが、保育園については国の考え方は基本的には民営化であると、そういったかたちで進んでいるわけです。新設保育園、市内については指定管理者制という考えであろうというように私は推測するのですが、保育というそういった業務を考えた場合には、やはり人間が相手でございますので、なかなか管理についてもきちんとやらなければならない難しい部分もあるかと思ひます。

それで1点目の質問です。既存の保育園について、やはり今の流れであれば指定管理者、民営化というような流れになっていくのではないかと思ひます。それについて市の方が保育の質を、民営化したから当然我々は上がるものだというふうに期待しているわけですが、下げてはいけないわけですが、そうしたところについての、できればこれは市長のお考えをお伺ひしたいと。

それと今ほどの答弁にあった、すでに市報で、上町保育園については指定管理者の募集が載っております、そこには確かに範囲は新潟県内というように入っておりますが、県内でそういった十分にこの南魚沼市で対応できる法人はあるのでしょうか。市内には2つございます。1つ懸念するのはやはり寡占化といひますが、今後の中で1つ2つのところが

すべてまかっていますよというのであれば、なかなか競争環境も生まれないので。そうした意味では市外、それが県外でもいいのか県内に限定するのかという点は、またそれぞれ考え方が違うと思いますけれども、やはり質の高いものを入れていくということが必要であると思います。そういう中では県内という限定は、私は必要ではないのではないかと思いますので、その辺のところの県内とした考え方についてお答えを願いたいと思います。

市長 1点目の指定管理者にこれから既存施設も含めて、指定管理者といいますか民営化を進めるのかということであります。前の議会だったでしょうか、岩野議員にもお答えしておりますように、当面新設部分については公設民営方式で民営化を進めていきたいと。完全民営化ということは考えておりません。今のところはです。ただつい最近作ったものがあるわけでありまして、これをここは公設公営で、こちらは公設民営でという区分けを、どういう部分ですればいいのかということがまだ判断がつかかねております。それぞれの保育園、地域の特性もあります。そういう面も含めて民営化すべきと思える所はやっぱりしていきたい。既存施設であってもです。

やはり公設という部分が非常にマッチする部分については、それはすべてが民営化の対象ではないということです。今、ちょっと具体的なことは申し上げられませんが、それぞれすべて一本の方向でいけるということには、今ちょっと考えておりませんが、まだそこまで検討はしていないというのが実情であります。

今の募集で県内ということは、先ほどちょっと課長が触れましたが、例えば全国規模にした場合全く私達がわけのわけのわからないと言っては失礼ですが、わけのわからない人なんていないのしょうけれども、そういう部分が入ってきたときに選定をする際に、選考委員がなかなかやはり戸惑う部分もあるのではないかと。そういうこともありますし、まずとりあえずは、最初私は市内でどうだということもちょっと申し上げたのです。ところが今おっしゃったように市内で3つですか。それと施設はありませんが保養所を持っている所が1つ。せいぜい広げても4つしかないのです。これだとなかなかある意味で競争原理もちょっと働かないのかなと。そういうようなこともありまして県内ということにさせていただいたわけであります。特別の他意はございません。

腰越 晃君 了解しました。

牧野 晶君 公設民営化について、18年度中に今後のやる場所を決めていくというような答弁があったわけです。大体市長の答弁でなんとなく雰囲気もわかったのですが、そこで聞いておきたいのですけれども。確か本年度18年度の頭から保育士さんを3名採用したのですが、19年度も、今この18年度の公設民営化の方向にあるのに、例えば来年度しっかりと方向が定まっていないうちで、保育士の採用というのはしていかないでほしいという私は思いがあるのです。この間したから今年はしないとか、基本的な考えについてちょっと伺いさせていただければと思います。

市長 18年度はご承知のようにいろいろの中で3名採用いたしました。19年度については、今のところ保育士さんを募集する予定は持っておりません。今ほどおし

やっていただいたように、それぞれの方向性を見た上で募集しなければならない部分がまた、19年度は出ないと思いますけれども、いずれか出てくるのかもわかりませんし、募集しないでそのままいけるような方向を見出せるのかもわかりませんので。とりあえず19年度は募集はしないということであります。

牧野 晶君 はい、了解です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 私はこの議案には反対の立場で討論に参加いたします。今も私いろいろ言いましたけれども、特に子どもの問題というのはとても大変な状況に今おかれておりますけれども、必ずしも民営化だけが絶対悪いという思いではないのです。が、やはり目的が費用の削減にしかないのではないかという国の方針のもとに、指定管理をもっていき、そしてその方針に基づいて民営化をもっていくというやり方は、やはり保育の質を上げることにはつながらないのではないかという思いであります。

それと今、実際に通っている既存の子ども達がいる保育所を民営化していく中での不安、そういうものは今まで他市町村ですか 市が多いのですけれども の中では非常に疑義のある問題がたくさん出ています。そういう意味ではこの南魚沼市でもそうなったときにそういうのが起こらないようにもしてもらいたいのですけれども、それが懸念される。そういう思いもありましてこの議案には反対をいたします。皆さん、大勢の賛成をよろしくお願いいたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第150号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第150号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第151号議案 南魚沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 私がちょっと聞き方が悪いのか、2点ぐらいお聞きしたいと思います。ま

ず内容の確認というか再度ちょっと説明をお願いしたいのですが。報告事項の中にあります「職員の研修及び勤務成績の評定の状況」というところがあるのですけれども、そこら辺の勤務成績の評定は、どこがどういう観点であるのかというようなこと。そしてその下の「職員の福祉及び利益の保護の状況」というのは具体的にはどういうのか、イメージ的にはわからないのでそこら辺をちょっと教えていただきたい点。

それらを含めまして9月末までに報告をします。そして公表するというようなことになっています。7条の公表の方法で、市報等に掲載する方法とありますけれども、どの程度どういふかたちで公表になるのか。例えば個人、個人、全部個人的な公表をするわけではないでしょうけれども、そこら辺の手法をといひますかをちょっと教えていただきたいと思ひます。

総務課長 最初の3条の関係でございます。職員の研修及び勤務成績の評定の状況でございます。研修等につきましては現在やっている状況を公表できるということでございます。勤務評定等につきましては、現在まだ勤務評定によります運用をやっておりませんので、今後の課題だという考え方でございます。

それから職員の福祉及び利益の保護の状況ということでございます。福祉の状況等につきましては、健康診断とかそういう部分になるかと思ひます。利益保護の状況等につきましては、通勤災害、公務災害等の発生件数というようなものが公表の対象になるということでございます。

公表につきましては、職員の状況、数、それから職員の給与の状況。1号、2号等につきましては現在も市報によりまして公表しているところでございます。ただ1号の方の職員の数等につきましては公表しておりますが、「任免及び」という任免の方につきましては、採用、退職、それから採用につきましても、試験採用かそうでない採用かというそういう区分があります。個々の細かい部分は出ないところでございますが、全体の職員採用、試験採用がどれくらい、それから職種等の状況が公表されるものでございます。数につきましては定員管理等で現在も公表しているところでございます。

勤務条件等につきましては、通常の8時30分から5時15分までという勤務時間。休暇の状況。それから育休の状況等々というようなことになろうかと思ひます。

それから職員の分限、懲戒等につきましては、人数とか処分の事由で、個別のものについては個人情報との関係があつて出ないということでございます。

職員の服務等につきましては、営利企業等の従事許可等の状況が公表されております。

こんな内容になっておりますのでよろしくお願ひいたします。

和田英夫君 趣旨でもちろん今までも、ある程度1つの公務員法で公表されていることは私も承知しているのですが、今ほども総務課長が説明の中で、ちょっと今までよりは公表の間口が、言い方としては広がつたし、逆を言えば働く立場になると厳しい報告内容というとらえかたもあるのです。

そこでどうも日本国内が右傾化という議論が今こここで出ているのですが、なお私はこれを見て、例えば人事評価的な後段の勤務成績の評定の状況。それは総務課長が先ほど「そ



れは今後の課題だ」と。課題だと言いながらこれを条例化するということは、ある面で非常に問題ですね。

そこで大筋はわかるわけですが、新規に加わったというのは後段の(6)なり(8)なり、そういうところが新規で、もちろん今までも前段のものは定期的に公表されているから、それはわかるんです。わかるが、あるいは第5条で例えば不利益処分についての関係とか、こういうのが全部県の公平委員会なるものに報告をされ、またある時期には市で公表できると。あるいはしなければならないと。こういうことになり、ちょっと厳しくなったと思われるところは総務課長はどことどこか。きちんと答弁してください。

総務課長　今まで本来公表すべきだというふうにいわれておりました分限、懲戒処分等の状況につきましても、いろいろな自治体で数等の公表はあったところでございます。この条例の施行につきましては、平成7年4月1日施行の地方公務員法の改正でございます。それで全国20市の内、合併等に関係のなかった所につきましては、大体17年の改正が終わったところでございます。合併等に関係のあった所につきましては、なかなか合併事務との、それから2町3町なりの合併でございまして、すぐ条例を制定しても資料がまとまらなくて公表ができないというような事情もありまして、今年度制定という所が多いようでございます。状況としては今年度の中でも未制定という所は、5つの市がまだ取り組んでいないという今の状況でございます。

そんな中でいろいろ新聞等でも懲戒、分限等の処分の人数とかそういう状況につきましては、ある程度どういう理由で何名の方が処分を受けたかというのは、今までもかなりされていた部分であります。条例化していなかったということでございます。

あと研修の状況につきましては特に問題はないと思いますが、勤務成績の評定等につきましても、全く勤務成績の評定をやっていないということではありまして、昇給等につきましては勤務成績等の評定をやって昇給させているところでございます。その勤務成績はやっておりますが、今までは市報によりましての全職員の勤務成績の評定という制度をやっておりませんでした。人事院等の改正の中では、勤務成績の評定等をやるべきだというような、またその試行等もやられておりますので、そういう部分が今後は取り入れられてくるのではないかというふうには考えているところでございます。

それはその問題といたしまして、例えばそういうかたちで勤務成績の評定をやった分につきましては、これは勤務成績が良かった者が何名とか、不良だった者が何名、普通だった者が何名と評定の内容によりまして、勤務成績の評定をした内容につきましては公表をすべきだということでございます。この部分は今までになかった部分だと思います。

それから職員の福祉の関係につきましても、今までは健康診断の状況とか災害等の状況につきましては公表していなかったわけですが、これにつきましても地方公務員法の改正の中では報告事項の中に入ってきているということでございます。

先ほど議員から質問のありました第4条の関係で、公平委員会報告の問題でございます。これにつきましては勤務条件等の不服とかそういうものがありまして、職員の方から公平委

員会の方に、不利益処分とかまた勤務条件が不良ということで申し立てたものにつきまして、それを市の方から市長が報告を受けて、それを一緒に公表すると。こういう内容でございますので、そのことによりまして職員からの不満とか条件に対する不利益の部分に対します公平委員会の報告事項がどの程度あるのかということが、全般的に公表されるという内容でございます。

駒形正博君 大変初歩的な質問になるかもしれませんが。私は任命権者とは市長のことかと思ったら、任命権者は市長に対して報告しなければならないというふうになっておるのですが、この条例の中の任命権者とは誰を指しているのですか。

総務課長 いろいろな会計がありますので、それぞれによりまして任命権者もまた。市長が任命権者のところもありますし、そうではなくてほかの方が任命権者になっているところもあります。農業委員会事務局とかそういう部分につきましては、そちらの方でも任命権者がいるということでございますのでよろしく願いいたします。

笛木信治君 今ほどの議論ですけれども、いろいろ聞いていますがよくわからないのです。勤務成績の評定、この状況を公表するということの意味がよくわからないのですけれども。とり方によれば職員に対する脅しともいえるようなものにもなりうるのです。例えば早退するとか休むとかというようなことは、ちゃんと法律で認められたものがあるでしょうからそれに沿ってやれば何の問題もないわけです。その他に職員が勤務の態度、その他で評定を受けなければならない。そういうことがあるのかどうなのかということです。お前はこういう点が悪いとか、良いとかと言われる筋合いというものが職員の中にあるのかどうか。これもちょっとわからないのですが。やるやらないにしても条例にこれを文章としてのせるとするのは非常に問題だと思うのです。職員組合との話し合いをこの点ではやられましたか。

総務課長 勤務成績の評定等。現在は先ほど言いましたようにそういうかたちの勤務成績の評定はやっておりませんので。勤務成績の評定が今までもいろいろな中で、1年居れば全部同じに1号上がるのはおかしいのではないかという議論もあります。そういう中で勤務評定が入れられて、その中で例えば差をつけるということがあれば、その内容につきましてはやはり公表する必要があるという考え方でございます。

例えば100人いる職員の中で勤務成績が良という者が30名、それから普通という者が50名、不良という部分が20名ということになりますと、その数を公表すると。こういう内容でございますので、評定等が入れば当然その部分につきましては公表すべきだというふうに考えているところでございます。

それからこれは上位法に基づきます改正でございますので、特に職員組合の同意をもって改正するということではございませんので、お話は今はしてありません。

腰越 晃君 上位法で決まってきてこういう条例化がされたという考えだとは思いますが。3月議会で確か関係議員の方から人事考課制度というものについて質問がありまして、市長はその時に今年度検討、来年度実施だったというふうに記憶しておるのですけれども、そういったものが反映されていくのだろうと私は思っております。問題なのは6番とか8番の項目

です。特に8番に「その他市長が必要と認める事項」というものが入っておりますが、これは一体どういったものになっていくのかということです。

それと評価がきちんと数字で出てくるところはいいのですが、ある意味客観性を持たせるのにちょっと苦労するような部分もあるのではないかと思います。例えば6番の項目であるとか5番もそういう内容になるかと思えます。あと8番でどういったものが想定されるのかという問題。評価は当然必要であると思うのですが、評価の方法というのはきわめて客観性というものが要求されると思います。そうしたところについてのこれは市長のお考えをお伺いしたいと思います。

市長 人事評価制度の導入は3月議会で申しあげましたように、とにかくなるべく早くやっていきたい。ただ来年からもう導入するなんていうことを約束した覚えはありませんが、極力早めにといいことでもあります。そこで具体的に(8)の「その他市長が」というこれは何を想定しているなんてことではないのです。要は漏れがあったときの部分に何が出てくるかわからないと。そういうふうのひとつご理解ください。ですからその他というのに何が入っているということは、ちょっと今ここで想定する部分というのはあまりないのです。ただ何かが出てきたときには、この条項で定めさせていただくということです。

そしてもう1つ前段といえますか皆さん方に申し上げます。これは、要は職員の不利益につながるなんてことではないのです。数の公表とかそういうことですから、要は自治体そのものが変な話ですけれども、勤務成績の悪い職員が50パーセントも居るのかというような評価を受けるわけですから。自治体そのもの、市長、首長が統率力やそういう部分を問われる部分だというふうのひとつ理解してください。職員の皆さんの個々の名前なんて絶対出るわけがないのですから。自治体そのものの運営能力をといえますか、職員の教育に対する能力とかという部分がここに出てくるということだというふうに理解していただければ、職員組合がどうか個々の右傾化がどうかという議論にはなっていないと思うので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

評定の部分については、これはいろいろな方法があります。私も1~2回研修は受けておりますけれども、どういう方法がいいのか。それこそ今年度くらいかけて今ちょっと指示しているところです。どういう方法が一番ベターかと。いろいろ先進地の先例の方も本などに出ていますのでそういう部分を見ながら、まずどういう方法がいいかという、そこから入っていかなければならないと思っておりますが、まだちょっと具体的にはお答えができない状況であります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。原案に反対の発言者の意見を求めます。

和田英夫君 私はこの条例制定に反対の立場で討論をするわけでありまして。今ほど市長は「これは職員のことではなくて行政全体のことだから」というような答弁の中で、しかも

例えば報告事項の(8)までについても、「もうちょっと検討しなければだめだ」と。「考えなければならぬ」という言い方をしているわけです。少なくともまだ行政全体であるか、職員サイドかとこれは意見が分かれるところかも知れませんが、先ほども総務課長が言ったように合併市町村では若干遅れていると。確かに今この合併事務で1,000人からの職員が非常に大変な目にあっている中で、たとえそれは職員のためではないといながらも、こういう条例制定ということはやはりある種、職員に対しての緊迫感なり何がしかの動揺を、私は与えるものだと思っているわけであります。

しかも上位法に基づくから特に職員と話をしなくてもいいのだというような。いずれにしてもこれは勤務成績の評定、あるいは例えばさっき言ったように例えば職員の健康状態まで報告する。おなかに赤ちゃんが居るとかどういう報告かわかりませんが。そういう面では、職員に全然影響がないという条例制定ではないと私は思うわけであります。

やはりしばらくこの合併事務が落ち着いて、しかも市長が先ほど言ったように、実際この条例を運用するためにはどうだかとかかなりきちんとした考えがまとまって、その辺をきちんとやったら、私ども議会に示す段階までこれはまだ急ぐべきではない。ということで私はこの条例制定に反対でありますのでご賛同をお願いいたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第151号議案 南魚沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第151号議案は原案のとおり可決されました。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時10分といたします。

(午後2時55分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後3時10分)

議長 日程第21、第152号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第152号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第152号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、第153号議案 南魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

山田 勝君 民間であればコピー機やパソコンなどは、通常5年リースというようなかたちでよく使うのですが、単年度よりもはるかに多分安い金額で使用できると思います。そして今回長期契約ができるということになりますと、非常に財政効果的には上がると思います。その辺どの程度効果があるのか試算されていまして、お知らせ願いたいと思います。

財政課長 私どもも現状の契約では、パソコンとかあるいは自動車の賃貸借でございますが、一応5年をベースにして見積もり合わせをやって一番低い所と契約をやるわけです。今までこうした条例がなかったもので、5年で経費を見積もってもらったものを1年ごとに細分化して契約をやっているというような状況でございます。

今ほどのご質問でございますが、それによってどれだけというのは今のところちょっとまだ算出はしておりません。やりようによってそういうことです。ただ、これもやりようによっては今、いろいろ新潟市でも問題になっておりますが、毎年同じ業者と同じ単価で 随意契約をやっているというような問題がどうしても出てきます。今、本当にどういう契約がいいかというのは、いろいろな所で検討はされていますが、このやり方がベストだとか、このやり方でなければだめだというようなそういう制度がございません。いい面があれば悪い面もどうしても出てきます。そういうようなところがございまして、今後またいろいろ検討させていただいた中で、契約事務にあたっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

山田 勝君 もう1点です。例えばパソコンのリースだとします。それで5年間のリースを組んだとします。コピー機もそうなのですが、メーカー側の斡旋と、それからリースの会社が間に入って、それから使用者側になるかと思うのです。そうしますと4年ぐら

い過ぎますと当然機械的にはものすごく古くなります。

そういったときにメーカー側から多分もっと安くてもっといいものがありますよと。もし、なくてもそういったものを探そうと思えます。そういったとき、私が仕事の方でリースを受けておりましたとき、4年くらい過ぎると新しい商品を持ってきて、これの方が安く性能がいいです、とアピールしてきます。残りのリース分はこちらで持ちますよ、新しい商品がいいですよ、そういう提案までしていただきました。取り替えましたら、なるほど金額も安いし性能は上がります。それをすることによってメーカーも契約ができたということ。リース会社はメーカーがリースの残り分をみんな持ってくれたと。使用者側にすると新しい性能のいいものを使えると。そういったいいメリットがずいぶんそこにあります。確かに官庁ではありますけれども、そういうリース契約において、どうだい、というような交渉をすることも可能なのではないかと、必要なのではないかとと思えます。

それからもう1点。リースが終わって5年経ったような機器については、契約が終わりましたので本来であればリース会社がそれを引き上げます。しかしリース会社がこれを引き上げてほとんど使い物になりません。それでも事務的にそれで用が足りるのであれば、1カ月分ぐらいのリースを上乗せして、そっくり置いておいてもらおうと。そうすると所有は全く使用者側になります。そういった仕事に支障のない範囲で使えるものであれば、そういうふうに市の財産として安い金額で使っていける。リース料がいらなくなる。そういったこともできますので交渉的なものをぜひ進めていただきたいと思うのですが、お考えを伺いたいと思えます。

財政課長 最初のご質問でございます。メーカーとのそうした契約でございますが、大体代理店の契約が多いのです。ただ、今年からコピー機につきましては代理店を通さずにメーカーと直接契約をしてみたいというようなことで、一部そういう導入も始めました。若干、やはり代理店を通すよりも安いと。ただメンテの場合がございますので、この近くになんとかんだそういう人がいないと、すぐ、壊れたとか、紙が詰まったとかというメンテのこともある程度は考えないと、使い勝手というようなところでまたいろいろ問題が出てきます。一応そういうような新しい試みも取り入れております。

それから車などの場合です。車などの場合は5年のリースが終わると、もうただで私どもが買って、とにかく動けるだけ動かして買い替えはしないというようなやり方です。5年でもう替えればまた新車で性能のいい車も入るわけでございますが、そうかといってなかなか今は市の財政状況がそうもいきません。

パソコンなどの場合も確かに5年過ぎると、かなり機能的に遅れてしまうというようなところもありますが、これも機械の使った頻度とか現状の状況がどうかとかいろいろなことを判断させていただいて、入れ替えるのかあるいはそのままもうちょっと使わせてもらうのか、その辺を総合的な中で検討させていただいてやっているような状況でございます。

阿部久夫君 (1)の各種施設又は各種設備の維持管理又は保守管理に関する契約であります。指定管理者制度にいろいろこれからなるわけでございますけれども、そういった指定

管理だっていつも長期にわたって契約する。この文書内容についても長期にわたって契約する。これは指定管理についてのつなぎというかこれは、指定管理を制度化するためにこういった条例を作っていくとそういうことなのですか。

財政課長 この条例は自治法それから条例のことでございますが、法律そのものはずっと前にこういうことができることの制定がなされております。したがって私どもが今、条例制定をするのは、たまたま時期が重なったということで、指定管理者のためにとか指定管理を想定しての条例制定ではございません。たまたまこれによって今度は指定管理の場合は長期の契約ができるということにはなりますけれども。そのためにということではなくて、たまたま今までしておかなければならなかったがしてなくて、今回それが見つかったので新規に条例を制定させていただくということでございます。

牧野 晶君 電子計算機用ソフトウェアを含むということですが、電算等のいろいろな何とかシステムとかいうので、えらい金額を市の方で使っているわけです。例えば5年とか3年とかの契約をし、それよりももうちょっとこれでは足らなくなった、これよりも広げていきたいということになったときに、切り替えができなくなったと。ほかの安いのが出ているけれども、その3年契約、5年契約というのがあるばかりに切り替えができない。そういう場合はまたそこ話し合いになっていく可能性もあると思うのですけれども、そういうときにほかのソフト会社はいっぱいあるわけです。ほかのメーカー、ソフト会社で安くできる可能性というの、技術革新というのなかなかすごいので、そういうときに切り替えができるような契約というのも重要ではないのかという思いが私はあるわけです。

あとそれと、社会保険庁という名前を出して悪いのですけれども、1年か2年位前によく社会保険庁がコンピューターのシステム何十億円の支払い過ぎというのが出たと思うのです。それと同じように長期に契約していくとこういうのが出たとき、例えば市の方で「しまった、今の契約高いな」という話になっても、当然見直しができないと思うのです。今までの要は5年間のリースを年々の更新でやっていたと言いますけれども、今度は5年間という契約、あくまで口約束から契約書になっていくわけです。そういう点を考えると例えば最初5年間とか3年間の契約を結んでいくのだから、先ほど5番の議員も言われたとおり、ダンプの勉強というのをかなりしてもらわなければしょうがないと私は思うのです。

私が借りるときであれば、やはり1年契約よりも5年契約した方が当然安くなるという思いがあるのですけれども、今の財政課長の答弁というのは、今までこういうふうに来てきたからたいして変わらないのだ、というニュアンス的なことを言っていた点があるのですけれども。やはり口約束から契約書になっていくわけですから、しっかりとその点、念頭に入れて頑張る費用がかからないようにしていただきたいと思っております。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第153号議案 南魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第153号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第154号議案 南魚沼市駅前広場条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

都市計画課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第154号議案 南魚沼市駅前広場条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第154号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、第155号議案 八色の森公園・休憩施設むかしや条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

都市計画課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。



(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第155号議案 八色の森公園・休憩施設むかしや条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第155議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25、第156号議案 平成18年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 一般会計の補正予算に入る前にお諮りいたします。第157号議案から第160号議案までのこの4件については、時間延長しても今日それぞれ説明あるいは総括、質疑をして各委員会に付託をしなければなりませんので、その旨をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。

中沢俊一君 2点ほど簡単をお願いいたします。今ほど説明がありました5ページの災害復旧費の件です。新聞報道でもありましたけれども、南魚沼市豪雪被害4億円ということでそして県下でも多分大きい方の額だと思っております。今回、補正額の大半が市の起債というふうな方たちですけれども、この後の留保分ですよね。これについて予備費もあるのでしょうけれども、何か財源の工夫があるのかどうか聞かせてください。

もう1点ですが、31ページになります。これは担当委員会の報告でもありましたけれども、消防庁舎の件でございます。老朽化がしてありますしここにも修繕工事費が載っているわけであります。先般の地震のときでも、いち早く消防車をまず表へ出さなければならなかった、というような心配な庁舎でもあります。耐震の強度診断あたりも進めていったという話も聞いておりますが、もし結果が出ていましたら教えていただきたいと思っております。よろしく願います。

財政課長 それでは前段の方の災害復旧費につきましてご説明申し上げます。かなり大規模な被害額でございましたが、先ほど申し上げましたように大きいのは凍上災とか道路の関係でございます。これが災害査定を受けて補助事業で直せるということであれば、補助金もきますし、有利な起債も借りられることとなります。ただ災害がだめだということになりますと、これを全部直すということにはまいけませんので、ちょっと我慢をしていただくというようなことになる。要は舗装のひび割れとか、ガードレールとかそういうものですが、我慢できない所は直さなければなりません、極力我慢できる所は我慢をして状況を見て計画的に復旧の方をしていきたいと、こういうふうに考えております。

消防長 今ほどの消防庁舎の耐震結果の報告でございます。5月30日に最終の結果が

出ました。そうした中で消防庁舎は昭和44年にA棟、48年にB棟、55年にC棟と大体3期に分かれて建築工事をしたものであります。建設当時は建築基準法には問題ないとしているが、経年劣化による浮動沈下、あるいはコンクリートの圧縮強度中性化、あるいは鉄筋のさび等について調査したものでございます。

その結果です。A棟、まず44年に建設した部分でございますが、接合部の強度不足あるいは基礎耐力不足による浮動沈下はしているという結果でございます。よって1～2階については判定値を満たしていないために地震の振動に対して、あるいは崩壊の危険性が高いというような内容でございます。

B棟、C棟につきましては、48年、55年に建設したのですが、柱脚の根巻き不足により強度が足りない。それから両端の耐力不足。このことから1～2階については地震の振動に対して倒壊又は崩壊の危険性が高いというような内容でございます。

それぞれA棟、B棟、C棟の3階部分については倒壊または崩壊の危険性は低い結果であるというような内容でございます。以上でございます。

議長 質問、答弁はなるべく簡潔にお願いいたします。

中沢俊一君 財政課長、凍上災が主なことであれば、査定によっては被害額が圧縮されるということで見えていいわけですね。はい、承知しました。

消防長に聞いていいのか市長に言っているのかわかりませんが、こういう消防庁舎の実態の中で、建設ということも当然視野に入れなければならないと思っていますけれども、当面今どんなことを考えておられるかお願いします。

市長 危険度は非常に高いということが前々から言われておりましたし、今回の調査ではっきりしたわけでありまして。できうれば職業訓練センター、この部分を何とかして利用していきたいという考えかたを持っております。まだ具体的な部分には至っておりませんが、これは早急に検討しなければならないというふうに思っております。新築は当面ないというふうにひとつご理解いただきたいと思います。

佐藤 剛君 2点だけお聞きいたします。まず31ページ、国土調査事業費です。コンピュータシステムソフト購入費1,100万円とあります。当初予算に図面作成委託料ということで、620万円くらいだったと思うのですがそのくらい計上してあります。ここで今度はソフトを購入して職員の方でもやりたいというようなことなのですが、その辺委託にした部分と、職員の方でやる部分というようなところの判断といたしますか、必要性といたしますか。この事業を全部やるのに山も含めれば100年かかるというような話も出ています。けれども、何がしかの分けてやる必要性、必然性があったと思いますが、そこら辺の理由をお聞きかせいただきたい点。

もう1点。27ページに商店街再生支援事業補助金125万円があるわけです。これは初めてなのですが、当初予算の中で商工業振興事業補助金、これも200万円ぐらいあると思います。そこら辺の使い分け。今回の補正がシャッター街対応ということなのですが、そこら辺の方々も当初予算の補助金の方も使えるわけですから、使い分けといたしますか、

補助の仕分けといいますが、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

建設課長 国土調査の件についてお答えいたします。今回補正でお願いしたいのは、平成19年より五日町側からの調査を予定してしまして、その事前の調査をするためのシステムを購入したいということでございます。具体的なことにつきましては、今現在法務局に備えてあります構成図等をこの機械に読み込んで、実際に現地を調査する際にそれを使用していきたいということでございます。

商工観光課長 今ほど言われました商工業振興事業費の当初予算の分でございます。今ここに減額をしたものについては、スタンプラリーが当初計画されておりましたが、下段の方の再生支援の中にこのシャッターアートをあげたわけでございますが、単発だけではだめだと。複合的ないくつかの事業を取り込まなければだめだというようなことがございましたので、県との協議の中でスタンプラリーを抜いてこちらに持ってきていいということでございますので、そういうようなやり方をいたしました。

ただ2百数十万円ありましたが、これは今のところ3商工会でございますので、個別の事業に対して個別に判断をしていくということで、どこにいくら使うというきちんとした決まりがございません。その都度協議があって決定していくという内容であります。以上です。

牧野 晶君 まず19ページの簡易インター社会実験費です。達成記念品ということですけれど、何の達成記念品なのか。

あと29ページの木造住宅耐震診断補助金についてです。1万円、1万5,000円、2万円ということですが、耐震される側の。確か長岡・新潟は1万円だと思ったのですが、1万円、1万5,000円、2万円にした理由というのをちょっとお聞かせいただければと思います。

企画情報課長 19ページの簡易インターの社会実験の達成記念品でございます。そろそろ25~26日になるかと思えますけれども、15万台を突破しそうでございます。そこで達成記念ということで記念品を差し上げたいということもございまして、もうひとつはワンストップサービス、先般5月20日でございますがやりまして、非常に好評を得たわけでございます。その謝礼的な意味合いでここで報償費でもっておりますので、一応記念品ということで。若干の今までやっておりました、ETCの車載機の搭載に5,000円の補助を出しておりましたけれども、それは今度は補助ではなくて謝礼的な意味合いでちょっとお出しをしたいということで、合計額で120,000円ほどでございます。以上でございます。

都市計画課長 耐震診断の自己負担額の件です。牧野議員がおっしゃるようにほかの市町、新潟市、長岡市、上越市、十日町市、魚沼市、妙高市、柏崎市等あるわけですが、自己負担につきましては3段階の床面積の段階があるのですけれども、押し並べて1万円あります。

南魚沼市につきましては財政がひっ迫しておりますので、1万円のところは変わりません、1万円。次の段階のところ、1万円のところを1万5,000円。次のところ1万円のところを2万円と。そういうことで財政健全化の見地からそういうふうにさせていただきました。

牧野 晶君　あまり言いたくなかったのですけれども、財政、財政といわれたのであえて言います。市長の公約「安心・安全なまちづくり」ということが言われているわけです。それに対して、仮に1万5,000円を1万円にした、2万円を1万円にした、それでいくら違うのかという点。計算したことはないのですけれども、それほど大きい金額ではないのかなという思いがあるのです。

市長は片一方でそう言いつつも、近隣の本当のぐるぐる回ったところを見ると一律のところと一律でないところ。市長は本気になってやる気があるのかと。金、金と。財政が重要だというのは私も当然市長の考えというのはわかります。財政健全化というのはわかりますけれども、それは財政が悪いから、財政が悪いからというのでいえば、市長の言っていることはまるっきり私は嘘になるのではないかという思いがあるのです。正直な話。

もっと財政ではなくうまい言い方を考えるべきではないのか。逆に言ってみれば、私はうまい言い方を考えてやるべきではないかという思いがあるのですが。課長とは別に市長は本当の腹案があるかもしれないので、できれば市長にこの件についてご答弁をいただければと思うのですが、よろしくお願いします。

市　　長　担当課長が大変おもんばかっていただいてあれですけれども。この制度自体を導入する、そのことで市民の皆さんの安心・安全を。しかも個人財産ですから。ほかの市町村もやっているのではないかというそれはそうではありますが、こういう時期にあえてこういうこともやらなければならないということは、やはり「安心・安全のまちづくり」の第1歩だというふうにご理解いただきたい。

料金につきましては、これは財政、財政と言えましょうが、やはりすべて行政の方におんぶに抱っこというかたちは、これから避けていこうというつもりでありますので、独自にそういう思いで設定をさせていただいたということでもあります。よろしくお願いします。

若井達男君　1点だけお伺いします。豪雪災害復旧工事の中の37ページ、ぶどう栽培施設の被害ということ。所信表明の先ほど説明がありました中には被害額で200万円と。それに対しての120万円が補助金だということになっています。これは9件のぶどう栽培農家すべてを含んだ額になっておるわけでしょうか。その辺をまず最初にひとつ聞かせてください。

農林課長　被害額につきましては、3,200万円という数字が議会の委員会報告書にも出ているわけでございます。これは約8ヘクタール、それで組合員は9人でございます。この方の原形復旧にかかる費用が約3,200万円かかるということでもあります。この200万円という数字は、財政の方で予算査定があったわけでございますが、その際に最低、施設の復旧を図ると。これは原形というよりも、先ほど話ありましたように同じ物を作ってもまた雪で傷むというかたちが出てくると困るということで、簡単にはずせて持ち運びができるように軽量の物を使ってやろうと。そういうことで、大分価格の方を落とさせていただきまして、それらにかかる経費に対し、市では当然何ていいますか、それにかかる経費が200万円と

というようなことでありますし、約1,300万円ではありますが。市の方でそれらについて当初は利子補給というものを考えたわけでありましてけれども、利子補給もなかなか借りられる人と借りられない人が出てきたというようなことで、それらに対して利子補給ではなくて今回補正の額で約120万円でございますけれども、施設を直す費用の約0.9パーセント。これは農協さんと利子補給をやると1.8パーセントになるわけでありましてけれども、その半額を市の方で今回一括、利子補給の代わりに支援したいということでございます。

若井達男君　なかなかわかったようでわからない答弁か、私の呑み込みが悪いのか。確かに産建の調査で3,800万円、約8町歩出ております。これは確かに8ヘクタールの面積の中の合計額だということはわかります。そして今ほど1,300万円被害がまた出たと。その1,300万円というのは私が判断するには、不断に災害復旧をみたときに多分出る金額だと。それを軽量にやってみたときが200万円あるけれども、そのうち120万円が利子補給というのが代わって直接現金で補助すると。そういった解釈でよろしいわけですか。課長、その点を最初に。

農林課長　解釈的にはそれでいいです。

若井達男君　はい、それはそれでいいわけですが。ひとつ私が心配しているのが、はたして最小限に見積もった200万円のうちの120万円で、ひとつ五箇の現場を見ただけでも、はたして本当にぶどう栽培農家がこれからやっていけるのかどうかと。私はきわめて大きな心配をしております。

これは合併前でございますけれど、六日町も若稲茶ということの栽培に行政と、当然どっちがいい悪いではありません、本人と取り組んできた結果が、わずか2～3年で家屋敷まで競売になっております。この五箇の担当の方もかなり弱気になっていることは間違いありません。

そういった中でこのようなことと合わせて、これは施設だけではありません。昨年定植した苗木は立派なものではありません。何でもいから突っ込んでおいてくれと。1本1,000円です。本当にこれからやっていけるのかどうか。私はこれが心配でありませんが、課長の見通しはいかがなものですか。

農林課長　この件につきましては東ぶどう生産組合の皆さんと3回、4回会合を開く中で、先ほどちょっと話しましたように、まともに直すと非常にお金がかかるという中で加工業者の皆さんとも話をさせていただきました。加工というのはパイプの加工業者であります。ある程度安価で出してもらわなければ困るという中でさせていただきました。最低でもこのぐらいあれば資材の方の復旧については何とかなると。ただこれについては人件費とかそういうものは入っておりませんが。他の8人については既に直していますし、それで取り組むと、大丈夫ですということになっております。

ただ1軒、産建の委員会の皆さんからも見ていただきました圃場につきましては約2町歩という圃場ではありますが、ここにつきましてはかなり傷んだというような部分もあります。これからまた苗がきましてその苗を植え付けなければならないという時期にきていまして、

本人と多分今日も話はしているはずですが、とにかく苗を植えてそれから秋にパイプ等を直す。まだ苗を植える段階でありますから、パイプがなくても特別、栽培上管理上支障がないわけでありますので、それについて17年度分はしたいと。16年に整備した所もかなりやられているわけであります。これにつきましては今、うちの方の担当と本人それと東ぶどう生産組合、ワインさん、いろいろ含めまして、これからどういうかたちで復旧を進めていこうということで今、話し合いをさせていただいているところでございますので、よろしく願います。

岩野 松君 25ページの雇用対策事業費の「こしひかり紙」。先ほどの説明で、しゃくなげ公社に、ということですが、和紙の里というのは何か建物を建てるとかそれからどうするのかということと、今、しゃくなげ公社があるそこを利用するということなのか。その説明がちょっとわからなかったのをお願いします。

もう1点は直接関係ないのですけれども、33ページの学校の防災の問題です。先日五泉の学校であいう事故がありました。それで点検をしている中での事故だったように聞いていますけれども、ここの学校ではそういうのはないのかということ。事故はないのでしょうか。そういう点検とそれから使い方についてちょっと説明いただければありがたいのですが。

商工観光課長 今ほどの施設整備の件でございます。単独で建てますと1,000万円ではかなりその金を使ってしまいますので、できましたらしゃくなげ公社の既存の今ある施設を改造しながら使わせていただくということを考えております。以上です。

学校教育課長 2点目の防災シャッターの件についてお答えいたします。この件について事件があった直後にすぐ学校等に安全点検についての文書を出しましたし、2日後に校長会を開きまして、各学校に安全点検それから児童等への指導等について徹底させたところであります。

それで施設につきましては、どのくらい防災シャッターがあるかといった点についても調査しておりまして、全部で115基の防災シャッターがついているといったことになっております。そのうち安全装置がついているのが2校、城内小学校と六日町小学校の方に、今いわれております安全装置がつけられていたと、そういう内容で今現在つかんでいるところであります。

あと内容について新聞等によりますと煙感知機に感知する系統と、それから火災報知機に感知する系統と2系統あるというふうなことで、どういったシステムかということにつきましては、これから調べていきたいというふうに思っております。

和田英夫君 産業建設委員会の報告の中で、大和地区の4分団、5分団が編成というふうな話がちょっと出ておったようであります。これは消防署の方ではなくて自らという報告も出ているわけであります。どの程度その話が進んでいるのか。私もその地域に住んでいてあまり聞かないわけであります。

ただ区長会のときに何かそういう話が出たということで、区長によってはそれを地域に話

をしているような気がしますが。これは非常備といえども、消防団はやはり地域の皆さんとの合意の上でなければそういう話は進められないと思うわけですが、確たる話が出ていないようだが具体的にどうなっているかお願いします。

それから33ページの教育の関係で心の教育相談員報償費。これは先ほど、議員の汗を流したものがここに「いや、ありがとうございました」とこういう話ですが、それはそれでいいわけですが。まだあの、わかりやすくいえば、ことのほかあそこに座っているようで、どの程度の目的に添った指導なり活動がされているのか。

人間というのは骨を折らないでとったお金というのは割合簡単に使っても苦にならないわけではありますが、せっかく議会が汗をかいたお金だから、ただそこへ配置して座っていただければ十分に目的は達成されたというような考えではないと思うわけがあります。どの程度この方々が目的に添ってご活躍、また地域に貢献されているのか。2点お願いします。

消防長 1点目の大和消防団の4分団、5分団の合併につきましては昨年度、平成10年度から1市1団の方向に向かって検討していこうと。その検討会の中でほかの団の方は1分団から4分団制になっております。ラッパ隊を除いて。そうした中で大和町が5分団制をしいていると。昔は4分団と5分団と一緒にの時期があったということで、それぞれ塩沢、六日町、それから大和方面隊、できれば4分団制にしたらどうだろうかというところから話が始まりまして、団幹部の方で協議している内容でございます。まだ結論は出ておりませんのでよろしくをお願いします。

学校教育課長 心の教室相談員につきましては、今ほど話がありましたように、議員の皆さん方からのお気持ちをいただきまして、復活させていただきまして本当にありがとうございました。これは当初予算にももったわけでありましてけれども、財政等の都合で当初予算からもれたということで、それを学校側の校長会に話をしましたら、非常にこれがなくなったということで私ども責められました。これは何とかしなくてはいけないと思っていた矢先でありましたので、それで助かったというようなことでございます。学校側の方としても大変感謝しているところであります。

内容的にはこれにつきましては相談員ということで、カウンセラーとかそういった専門家ではなくて主婦あるいは学校の先生方のOBといった方が、1週間に2回、1日4時間程度学校の方へ行きまして、話し相手になるといった。自ら話すということではなくて子ども達が来て。いろいろ悩みを持ったり授業の方に出づらいつか、そういう子どもがいるわけですが、そういう子どもの話し相手になるといった相談の仕方をやっております。学校側としても非常にそういった面で助かっているという内容でありますので、今回本当に復活させていただきましてありがたく思っております。

和田英夫君 区長会で消防の編成は、出ていなければ出ていない結構だが。

それから教育相談員のそれはそれで話し相手はわかったが、どの程度の行列を待っているような具合か、その辺を。2カ月ぐらいですからあれですが頻度を。

総務課長 区長会の中では質問として出ましたが、回答の方はまだ決まっていないとい

う今ほどの消防長の話と似たような感じでございます。

学校教育課長 どの程度の相談があるかという内容であります。これについてははっきり数というのはつかんでおりませんが、先ほど言いましたように1週間に2回、1日4時間程度です。そこに来る児童生徒というのは、3～4人くらいが来るのではないかと。列を並ぶほどではないですけど、その程度ではないかと思っております。

和田英夫君 消防の関係です。内部でそういう検討をするのはいいことです。私もそれは否定をしないわけですが、ともするとこういうものはやはり先歩きをするおそれがあるし、あるいはまた該当地区の団員なり関係者は、ある種の動揺があると思うのです。

したがって私はそういう方向に進むということを否定はしないわけでありましてけれども、町村合併と同じで、やはり消防団業務といえども地域と一緒にあって、こういう情勢でありこういうひとつのことになっているがどうだ、という積み上げ方式を私はやるべきだと思ふ。特に災害一旦緩急のときに、まさに地域にいる住民と消防団、非常備、常備合わせて一緒になって災害を最小限で食い止めなければならないという性質上のものですから、上達が決められたから、というようなことではあってはならないと思うわけでありまして。市長、どうですか。そういうひとつの考え方。消防の非常備といえども再編成についてはそういう積み重ねが私は必要ではないかという気がするわけでありまして。

心の相談員については、体制をとって置いて、おかげさまで来ない方が実はいいのです。来なくて皆さんののびのびと勉強ができる、あるいは家庭も不安がない方がいいわけですが、そうではないからそういう体制をとるわけですから。できるだけ私は、PRということは必ずしも適当ではないが、もちろんこれは学校当局あるいはPTAなどを通じて知らしめておると思うわけですが、せつかくそういう体制であるならば、皆さんから気軽に行っていたいて、行列なんてできなくてもいいが、効果的なそういう相談機能を充実していくべきだと思ふわけですね。教育長。

市長 消防団の再編につきましては、これは全く地元の消防団の皆さん方がそれぞれ協議をして上げてきていただいているわけですね。したがって4分団、5分団の皆さんがそういう話が出ていけば、大和の消防団、その中の1分団から5分団までであるその皆さん方の幹部会議のときに「どうしようか」という話が出て、そういう方向も考えなければならぬだろうということだと思っております。全く私どもの方からからとか常備消防の方から、こうしてください、ああしてくださいなんてことは全く申し上げておりません。そういうふうにご理解をいただきたい。地元から上がってきたものだというふうにご理解しております。

教育長 心の教室相談員につきましては、親にも相談できない、友達にも相談できない、先生にも相談がしにくいと。こういうふうな問題を抱え込んでしまった子ども達が、一番相談しやすい相手という位置づけの中で、これまでも各学校でそれぞれ子ども達の相談に乗ってくださる方々が、半分ボランティアのような位置づけですけどもいてくれたわけでありまして。今回、一時的でありましたがそれがなくなるという段階で、校長は非常に心配をしたところ



でありました。

課長が先ほど申し上げましたように、それぞれどのくらいの利用状況になっているかというところを把握しておりませんのは大変申しわけありませんでしたが、ご指摘いただきましたような趣旨を生かしながら、といいまして相談員が自分から子ども達に向かって、相談ないか、というふうなことはしないわけであります。悩みのある子ども達が、気軽に相談に訪れることができるような対応をしてみたいと、そのように思っております。

和田英夫君 市長の言われる消防の考え方はそれもひとつの考え方ですが、消防長として非常備のものは自主性に任せるのだというこれも大事であります。けれども、ひとつの防災の角度からするならば、もうちょっと地域の関係の団のそういう相談には、消防長としても参画しながら、できるだけ円滑なひとつの団編成はどうかという点も助言をしていくべきだと思いますが、ご所見をお願いします。

消防長 この話でございますが、そうした1市1団の進んでいく中で、先ほどそれぞれ4分団制がいいだろうというお話が出ました。そうした中で、あの時は大和町消防団でございますが、幹部の皆さんが集まっていたかまして、協議をしていただいたと。そうした中ではある程度4分団制でできるのではなかろうかと。

そうしてそれをもって4分団、5分団の副分団長以上を集めて会議をいたしました。そのときに結論が出ませんでした。そうした中で検討課題として持ち帰っていただき、それが当然合併ということになれば区長さんにもお話ししていかなければならないだろうと、そんなところで今進んでいるのが現状でございます。以上でございます。

阿部久夫君 1点、27ページの山岳遭難対策事業についてお聞きいたします。金額的には9万3,000円と少ないのですが、つい先日私も山の遭難対策事業の見学に行ってきました。山岳の救助訓練。南魚沼市が始まって以来、山岳救助訓練を100人が一同に集まってなされました。私どもは初めて見学した中で、これから登山者を守る立場から本当に命がけの訓練をしていました。やはりこういった日ごろの訓練があつてこそ、これから夏場に登山者がますます増えてくる中でやっているのだと、あらためて私は感心したところでございます。

そういったことを私がここで言わないと、おそらく知らない方も大勢いるのではないかと、思って質問いたします。9万3,000円の負担金というものはどのように遭難対策に使われる試算をしているのか、1点をお聞きします。

商工観光課長 この9万3,000円でございますが、当初予算編成の際に、今、広域連合にかかるものにつきましては、地域連絡協議会の方で査定を受けます。そのときちょっと私どもの方の考え方と、査定をする方の考えがちょっとずれがございました。37万円というのが当初の予算でございましたが、査定の際はそれを南魚沼市と湯沢町 これは郡の山対協でございますので、37万円を2で割りまして18万5,000円ずつ負担でございました。本来お願いをした37万円というのは旧4町の際の総額でございましたので、やり方としては37万円を4町村で割りまして、そのうち旧市の方の3町分ということになりますの

で、その不足分が9万3,000円であったということでございます。

これは郡の山対協の方の関係で、全部郡の方には負担金で上げるわけです。これは警察の方でこの事務をやっておりますけれども、それぞれの救助隊の方に若干ずつ活動助成がいたり会議をやったり連絡会があるというふうにその使途に使われております。以上でございます。

阿部久夫君　確かに課長の説明はわかりましたが、どうもこの負担金の率が。これからますます登山者の人は高齢化をして団塊の世代の中に入って、段々登山者が多くなってくると思います。そうした中でこの負担金の見直しというものは、今後もう少し考える必要があるのではないかと思うのですが。市長の考えをお聞きいたします。

商工観光課長　大変おそれいりますが、これは先ほど言いましたが、郡対協の南魚沼市の警察署の方で郡内の救助隊の皆さん方のとりまとめをする経費というふうに考えていただきまして、例えば市の山岳遭難救助の関係の予算としましては、500数十万円のところ600万円という計上をしております。これは市の方から隊員出動当たりの単価がございしますが、そちらの方に出してございますので。郡対協の方と、市の山岳遭難救助隊の方とは別に考えていただければよろしいかなと思います。もし市長の方で不足がありましたらよろしくをお願いします。

(「条例上に位置づけられているのだから、それだけわかってもらえれば。」の声あり)

阿部久夫君　わかりました。いいです。

関 昭夫君　2点ほどお願いします。まず31ページ8款6項1目国土調査事業費のコンピュータシステムソフト購入費です。ちょうど前に長期継続契約でこういうもののリース、実際に内容を見るとソフトのリースがかなりあると思っておりますが、これだけ購入に至った事情をお願いしたいと思っております。

それから23ページ4款3項の2目ごみ処理対策費。これは直接補正とは関係ありませんが、有料のごみ袋の話で、何人かから同じような話を聞いたのでちょっとお尋ねをしたいのですが。以前のごみ袋より弱くなったのではないかと。切れたりするという話。前のよりも弱くなっていると。同じ値段を払っているのに使い勝手が悪くなったという人がいたので、ほかの所に行って同じような話しをしたら、私もそう思います、という方が何人かいらっしゃいました。気づかないという人もいましたけれど、その辺。普通はわからないのですね。同じに頼んで同じように来ているものだと思っても、違う可能性もあるのかと。その辺をもし把握があればお聞かせをいただきたいと思っております。

環境課長　今の話は、初めて聞きました。把握しておりませんので今後留意したいと思っております。

財政課長　国土調査のコンピュータシステムの購入費でございます。おっしゃられますようにリースでやる場合と購入する場合がございます。たまたまこの国土調査が大和はかなり平場が全部終わっている、塩沢もかなり進んでいる、六日町が進んでいない、というようなことの中で地域格差に該当するというところで、合併補助金を使えるということになりました。

た。10分の10の補助金でございますので、それを今回活用させていただこうということで購入の方に。

システムそのものは住民基本台帳、それから税の関係とか基幹の部分が1系列ありまして、それから財務会計、これはまた別のラインで1系列になっています。今回入れるこの部類は全くまた独立のひとつのシステムになっております。そういう部分でありますと、ほかのものはリースでやっているのにこれだけ、ということのそういう兼ね合わせが全然ない別系統でできるということでこれだけ、今回補助金も該当になるということで、買わせていただきたいということでございます。

関 昭夫君 ごみ袋の件については、いなくなったのでまたお願いしたいのですが。

コンピュータソフトですけれど、購入予算措置がついたのではというのとはわからなくはないのですけれど。購入とリース契約とは、さっきも長期のリース契約は有利だよ、という話をされた議員もいますけれど、実際にどうなのか。リース契約の方が有利であれば、予算がついたからといって。該当するからといっても、その分は他のところにも該当する分があるわけですね。リースの方が有利であればこういうものはリースで、圧縮して使える予算を他のところに回せばいいわけです。その辺を考えた中で、いろいろな都合を考えてやったのだと思いますけれど、購入とリースのどちらが有利かというふうに考えているのかだけ1点お願いします。

帰ってきたので。課長、ほかの方たちにもよく聞いていただいて、実際一部の人がそう思っているだけかもしれませんし、わかりませんので。もし、たまたまそう思っても発言をする場がなかったり、どこかで話しをするときがなかったというだけなのかもしれませんので。たまたま値段が上がる云々もありますし、その辺よろしくお願いします。

財政課長 リースが得か単体で購入した方が得かという議論でございます。どちらもいい面があったりしますが、単純に比較してだとリースの場合は、リース期間中の利率等が当然加算されておりますので、そういう部分では買った方が得だと思います。さらに私どもが考えているのは、買う段階でいろいろのメーカーでデモをやらせてもらって、その中でまた見積もり合わせて値引き交渉とかいろいろなことをさせていただいて、そういうところではかなりまた値引き等も可能になりますので、買った方が得かというふうな認識であります。

山田 勝君 1点お伺いしたいと思います。ページ33の教育問題のところなのですが、ひとつ教えてください。いわゆる不登校といわれる子ども達が通っているところを、ちょっと見させていただきました。それでいちばん良かったなと思ったのは、二日町の青少年育成センターでの状況です。非常に静かな所です。そしてさらに塩沢の所では図書館も併設されております。そういったことでその2つについては非常に静かであり環境も良く、いい状況であると思ったのです。

二日町のセンターにおいて通っていた子どもに、大和からの子どもがいました。で、大和にお邪魔してみると学校のまん前なのです。ですので、学校の子どもたちのざわめきは聞こ

えるし、チャイムは聞こえるし。こういった状況ではたして学校になかなか行くことができない子ども達が、そこで落ち着いて勉強なり集中することができるのかどうか。教育長、ちょっと意見ありましたらお願いします。

教育長 ご指摘のように大和の場合は、旧寄宿舎でしょうか、学校のまん前というふうな場所です。つい最近やはり同じ話を聞きました。「学校のまん前でなければもっと行きやすいのだけれど」と、こういう話だそうでございます。何とかいい場所があればというふうには考えておりますが、なかなか今すぐというわけにもいかないかなと、そんなふうに思います。

ただ、やはり学校に登校できなくなってしまってから、実際にまた登校できるようになるまでの間、この期間というものは個人差ももちろん大きいし、いろいろ全部千差万別だということだと思えます。例えば学校から全く離れた所に全部の期間通うことがいいのか、あるいはそういう所にも時々は通ってみるのがいいのか、そこはよくわからないところがあります。いずれにしてもただ学校のまん前で通いづらいついていいる子供がいるということは、私も最近聞いたところでもありますので、対応については考えていきたいと思っております。

山田 勝君 はい、ぜひお願いします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第156号議案 平成18年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第156号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第26、第157号議案 平成18年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民課長 (説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっております第157号議案は、社会厚生委員会に付託す

ることにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第157号議案は社会厚生委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第27、第158号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

下水道課長 (説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。特別会計は今度委員会に付託をしますもので、私は産建でありませぬのでお伺いいたします。午前中にも委員長報告の中で、下水道の中でいちばん今問題というのは、25年までにとにかく皆下水の完成をしたいという中で、管は来ているけども接続をしないという方がいられるということです。何をやっているのだろうというふうに、私達は、待っている人達からすればそういうふうな気持ちだと思うのですけれども、ここに、2千人ほどの方が3年以上、管が来てからもまだ接続をしていないということでアンケートをとられました。まず、このアンケートを取った理由をちょっとお聞かせ願いたい。

下水道課長 アンケートにつきましては3月の15日でしょうか、させていただきます。取った理由については、まず3年以上たつてどの程度どういう考え方の中で接続できないのかどうか。そういうことがまず1つの目的でございました。その中でアンケートを皆さん見ていただくとわかるように、老人世帯だとかいろいろお金に困っているとか、そういうアンケートの思索の方法でやりました。

そういうアンケートの中で、市民の皆さんがこういうかたちで、お金がなくてだめだとか、何か借入れの方法があれば接続するがなと、いう方向がみえれば、私どもも別の方の例えれば利子補給制度を改正していったり、100万円ではなくて200万円、300万円のもっと借入金を大きくした中で接続ができるのであればしたいと。そういうことの中でいかにしたら市民の皆さんが接続できるのかどうか、そのためのアンケートを取ってみたものでございます。

笠原喜一郎君 今後接続をするかどうかという中で、回答率が40パーセントですので、その中で接続できますかということに、大部分の方が「まだ未定」ということなのです。処理場等の施設は当然全員が接続をするということで、設備をしているわけです。その接続率が低いということは、結果として高い処理料、使用料を払うということになるわけです。

この委員長報告の中に、基本料金を取ったらどうかというような具体的な案が出ましたけれども、課長はそのことについては今考えていないというような答でした。ただ、せっかくこれだけのアンケートを取った中で、こういう経済的な理由あるいは接続をするつもりもないという方もいるわけですし、また未定だという。このアンケートの結果をきちんと生かして、そして接続率を上げるという努力を私はしていただきたいと思います。今、課内でどう

という検討をされているのかをお聞きします。

下水道課長　まず未定という方の大体のアンケートは、将来的に3年以上過ぎた5年だとか6年の間に新築の計画をしていると、というのがその他の記入の欄の中でありました。そういうのがあるのかなというふうに考えております。

そうした中でいろいろ産業建設委員会の中では基本料金を取った方がいいのではないかとということが言われましたけれど、法的もあるんですね。3年以上については、罰則規定があるのです。下水道法で。罰則はできるのですがなかなかそれを実行するにつきましては、本当にその方にお金がないということになれば、私どもは強制することはできないものですから。その辺があるものですから、基本料金を取ってされるかというのは、なかなか難しいという見解がございました。

私どもがこういうアンケートを取った中で、まず改造資金を今、100万円の貸付をやっております。その中で当初利子補給制度、1年目に接続した方については利子の90パーセントを補給しています。2年目の方が80パーセント、3年目の方が70パーセントと。4年目以降については、貸付制度はあるのですが、利子補給制度はございません。今、貸付制度をしている方が大体25～26軒になって、割合と少ない貸付になっております。貸付についても銀行の方がその方で保証人が大丈夫だということになれば貸付はできるのですが、銀行の方とのかねあいもあります。

その制度を、私どもが今検討しているのは、例えば3年過ぎてもいいので利子補給を全額したら、どのくらいの支出になってどれだけ水洗化が普及できるのか。というのを、今、費用対効果等を含めて検討しているところでございます。そうした中では私もひとつは改造資金の改正といえますか、そういうものを考えていきたいというふうに今、現段階では思っております。以上でございます。

笠原喜一郎君　知恵を絞ってください。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第158号議案は、産業建設委員会に付託することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第158号議案は産業建設委員会に付託することに決定しました。

議　　長　　日程第28、第159号議案　平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。なお提案理由の説明については、先ほど来申し上げていますように委員会付託でありますので簡潔にお願いいたします。

水道課長　（説明を行う。）

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第159号議案は、産業建設委員会に付託することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第159号議案は産業建設委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第29、第160号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院庶務課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 退職報償費ということですが、規定はあるのですか、ないのですか。その点をお聞かせください。

あと500万円、人間ドックの収益を上げるということですが、これは払うから上げるというような言い方をされているように感じるのです。何で予算を500万円もったのだよというふうに聞こえるのですが、そういう考えだとちょっと最後また補正で減額なのかなというふうな思いがあるのです。ちょっとその辺を確認させていただければと思います。

大和病院庶務課長 お答えいたします。まず後段の方でございます。今年春先に、人間ドックの対応をしております食堂の改修をさせていただきました。そこで今まで人間ドックの定員が25人をマックスにしておったのですが、27~28名対応できるようなかたちにしました。私どももちょっと商売ですので、27名予約をとって当日のキャンセルがあっても25名は堅くとれるような体制で、今年度から臨んでおります。

人間ドックが185日から190日ぐらに対応する予定でございます。1人の単価が3万7,800円ですので、133人分伸びれば500万円の対応ができると、その予定は十分見込みをつけております。

それからもう1点目の最初の方の報償費でございます。予算の中で功労金ですとかいろいろな考え方があると思うのですが、退職報償費というかたちの中で対応させていただきたいということでございます。以上です。

牧野 晶君 規定があるのかないのかでいうと、ないということですよ。この1,000万円という数字の根拠について、ないのであればちょっと聞いておかないと。ただきりがいいから1,000万円でもいいだろう、というつもりにも聞こえるわけです。逆に言ってみると。なので、その辺の規定があるのかないのか。なければどうやって1,000万円と決めたのか、お願いします。

市長 1,000万円というか、規定はございません。それで今ほど説明しましたように再三にわたって延長、延長をお願いしてきたわけであります。その間、特別職としての報酬が半額とはいいいませんが、ほぼ半額に近いお金で先生は今まで我慢していただいたといえますか。そういうことも勘案しまして私どもの方から、ご労苦に報いたいということで、1,000万円という数字を出したわけであります。

基本的な部分については、本来支払うべき報酬、これをご本人がそこまでは受け取らないということで減額をして受け取っていただいていたわけであります。それらの積み重ね等が一応基本になっているということであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第160号議案は、社会厚生委員会に付託することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第160号議案は、社会厚生委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第30、第161号議案 財産の取得について(高規格救急車)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第161号議案 財産の取得について(高規格救急車)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第161号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は6月20日午前9時半、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後5時30分)